

# 産業廃棄物処理の手引き

名古屋市環境局事業部  
廃棄物指導課

令和8年1月

## 凡 例

法律……廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和 45 年法律第 137 号)

政令……廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(昭和 46 年政令第 300 号)

省令……廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(昭和 46 年厚生省令第 35 号)

条例……名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の

促進に関する条例

(平成 15 年名古屋市条例第 68 号)

規則……名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の

促進に関する規則

(平成 16 年名古屋市規則第 75 号)

# 目 次

	ページ数
第1章 廃棄物	1
1-1 廃棄物とは	1
1-2 廃棄物の分類	2
1-3 産業廃棄物の種類	3
1-4 特別管理産業廃棄物の種類	5
1-5 特別管理産業廃棄物の判定基準	6
第2章 事業者	7
2-1 事業者の責務	7
2-2 事業者による産業廃棄物の処理	8
2-2-1 産業廃棄物保管基準	8
2-2-2 産業廃棄物処理基準	9
2-3 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置	18
2-4 多量排出事業者による処理計画	19
2-5 処理の委託	20
2-5-1 処理委託基準	20
2-5-2 委託契約の手順	21
2-6 産業廃棄物管理票（マニフェスト）	23
2-7 事故時の措置	26
2-8 帳簿の設置	27
2-9 産業廃棄物排出事業者の市長への報告	28
第3章 処理業者	30
3-1 処理業	30
3-1-1 処理業の許可	30
3-1-2 処理（業者）の基準	33
3-2 帳簿の設置	34
3-3 処理業者の市長への申請・届出・報告	35
第4章 処理施設	37
4-1 処理施設の設置	37
4-2 産業廃棄物処理施設設置の事務手続き	39
4-3 廃棄物焼却施設の構造・維持管理の基準	41
4-4 産業廃棄物処理責任者・技術管理者の設置	42
4-5 処理施設の変更許可・届出等	43
4-6 産業廃棄物処理施設設置者の市長への申請・届出・報告	44
第5章 指導と行政処分	45
第6章 罰則	46

# 第1章 廃棄物

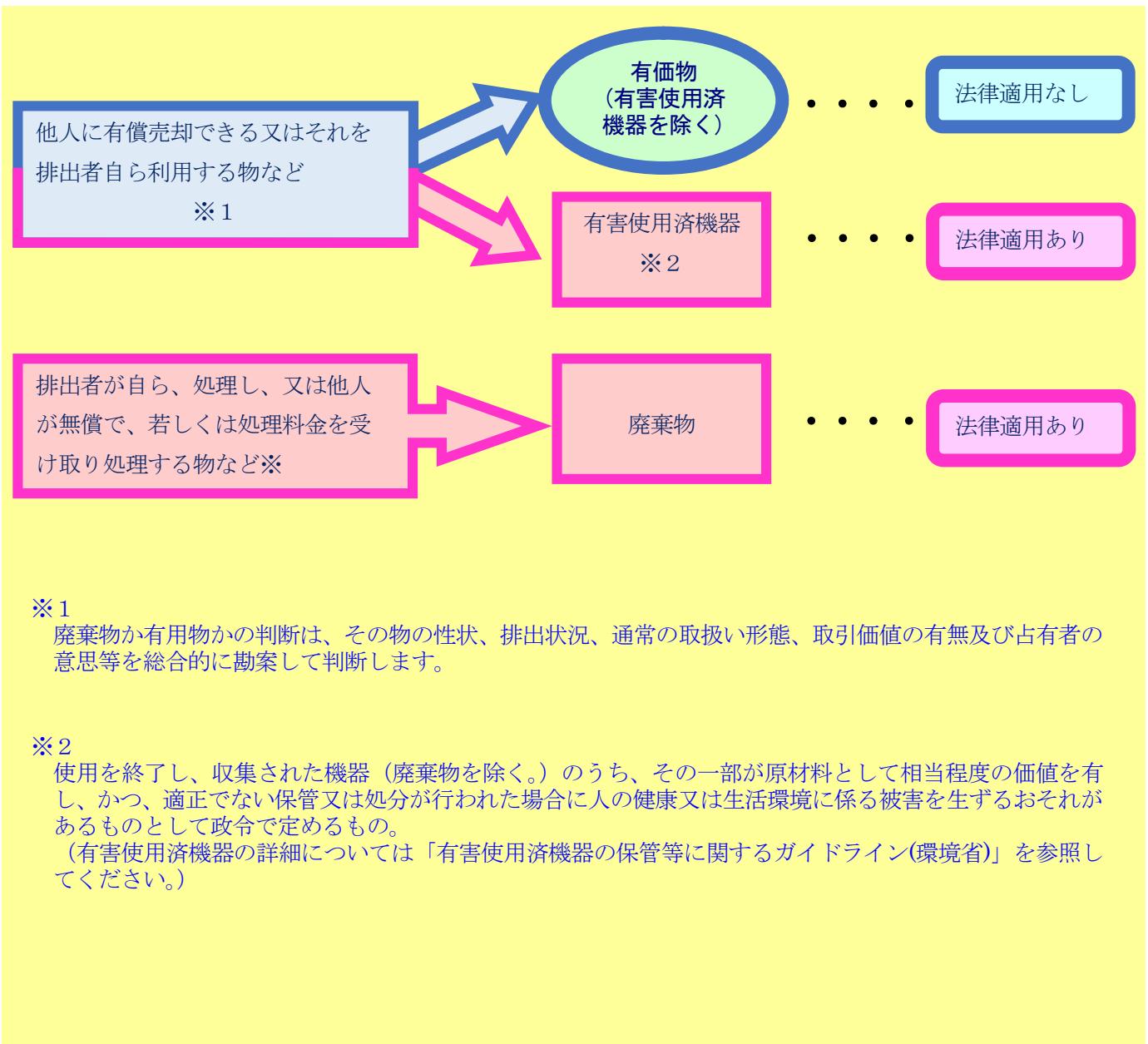
## 1-1 廃棄物とは

法律で「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物で、放射性廃棄物※を除く、固形状又は液状のものをいいます。

なお、次のものは法律の対象となる廃棄物ではありません。

- 1 港湾、河川等のしゅんせつに伴って発生する土砂その他これに類するもの。
- 2 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等で、当該漁業活動を行った現場付近で排出したもの。
- 3 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの。

※放射線特措法（平成23年法律第110号）の規定に基づき、基準値以下のものは廃棄物として扱います。



※1

廃棄物か有用物かの判断は、その物の性状、排出状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断します。

※2

使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの。

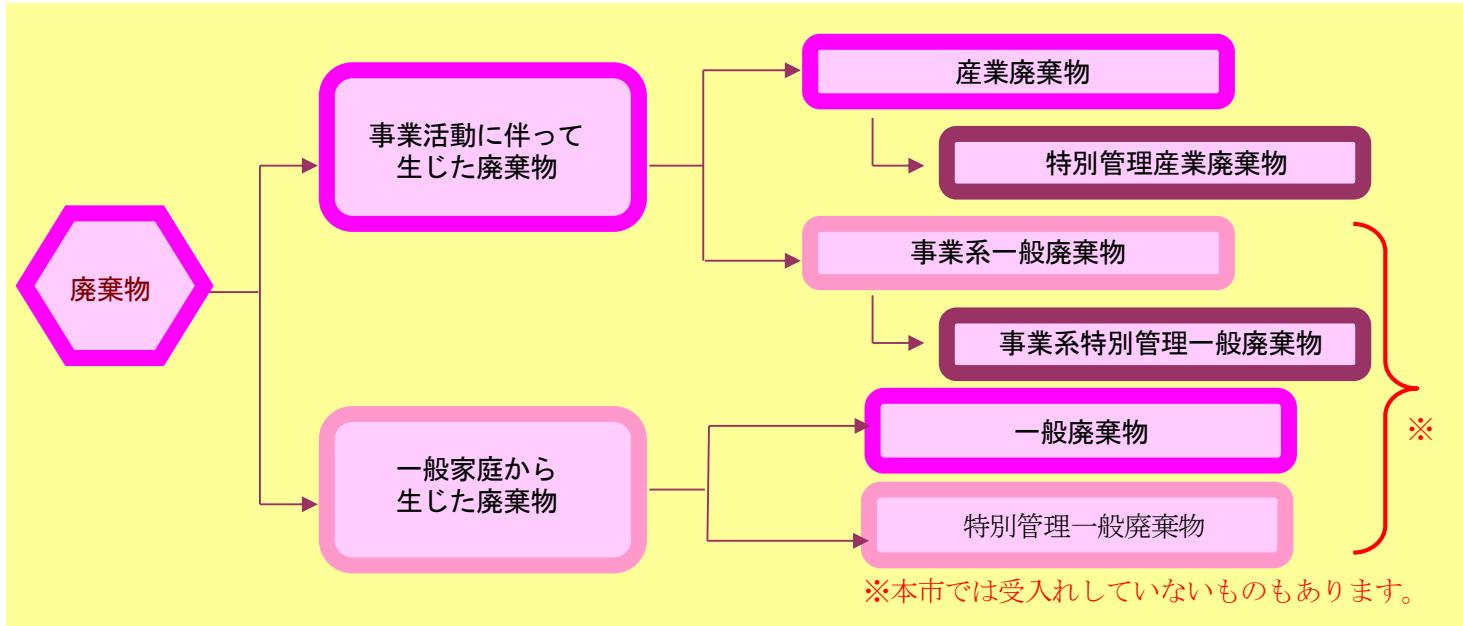
（有害使用済機器の詳細については「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン（環境省）」を参照してください。）

## 1－2 廃棄物の分類

「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って発生した廃棄物で、廃棄物の発生量やその物の性質から、環境汚染の原因となるものとして、法律及び政令で定めるものをいい、これに該当しない廃棄物は、「一般廃棄物」（事業系一般廃棄物）として取り扱います。

これらのうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に被害を来たすおそれのあるものとして政令で定めるものをそれぞれ「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」といいます。

※ここでいう事業活動とは、会社等法人組織の活動に限らず、病院、診療所などの医療関係機関等や工場、事務所、自営業の飲食店や商店、学校・社会福祉施設等の公共サービス、さらには個人の在宅ワークまで含まれます。



### 1-3 産業廃棄物の種類

根拠	種類	主な例	業種指定
法律	1 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物	
	2 汚泥	活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、建設汚泥	
	3 廃油	廃潤滑油、廃切削油、廃タールルピッヂ類、廃食用油	
	4 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、写真定着廃液	
	5 廃アルカリ	苛性ソーダ廃液、アルカリ性めっき廃液、現像廃液	
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、廃ポリ容器、廃タイヤ	
政令	7 紙くず	紙・板紙のくず	紙・紙加工品製造業、出版業、製本業等
		工作物の新築、改築、除去に伴って発生した紙くず	建設業
	8 木くず	木材片、おがくず、樹皮	木材・木製品製造業、パルプ製造業等、物品貯蔵業
		家具・器具類等	
		工作物の新築、改築、除去に伴って発生した木くず	建設業
		貨物の流通のために使用したパレットに係る木くず	
	9 繊維くず	木綿等の天然繊維くず	繊維工業（縫製除く）
		工作物の新築、改築、除去に伴って発生した繊維くず	建設業
	10 動植物性残さ	醸造かす、魚・獸のあら	食料品製造業、医薬品製造業等
	11 動物系固形不要物	と畜場で発生した牛・豚等の不要部分	と畜場、食鳥処理場
	12 ゴムくず	天然ゴムくず	
	13 金属くず	鉄鋼・非鉄金属の切削くず、古鉄	
	14 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	空びん、レンガくず、石膏くず、石膏ボード、製造工程で発生したコンクリートくず	
	15 鉱さい	高炉・平炉・電気炉の残さい、鑄物廃砂、不良鉱石	
	16 がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って発生したコンクリート・レンガ・かわら等の破片、アスファルト破片	
	17 家畜ふん尿	牛・豚・鶏等のふん尿	畜産農業
	18 家畜の死体	牛・豚・鶏等の死体	畜産農業
	19 ばいじん	ばい煙発生施設、廃棄物焼却施設の集じん施設で集められたばいじん	
	20 上記のものを処分するために処理したもので、これらに該当しないもの	コンクリート固型化の処理をしたもの	

産業廃棄物のうち以下のものは水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に定められています。

種類	内容
水銀使用製品産業廃棄物	別表1に掲げる水銀使用製品が産業廃棄物となったもの。
	別表1に掲げるものを材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品が産業廃棄物となったもの。(×印のあるものを除く。)
	水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品が産業廃棄物となったもの。
水銀含有ばいじん等	水銀(水銀化合物に含まれる水銀を含む。)を1キログラムにつき15ミリグラムを超えて含有するばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい
	水銀(水銀化合物に含まれる水銀を含む。)を1リットルにつき15ミリグラムを超えて含有する廃酸又は廃アルカリ

別表1 水銀使用製品産業廃棄物の対象となるもの(×印のあるものを除く。)

1 水銀電池		23 水銀トリム・ヒール調整装置	
2 空気亜鉛電池		24 放電管(水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを含む)を除く。)	×
3 スイッチ及びリレー (水銀が目視できるものに限る。)	×	25 水銀抵抗原器	
4 蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。)	×	26 差圧式流量計	
5 HIDランプ(高輝度放電ランプ)	×	27 傾斜計	
6 放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを除く。)	×	28 水銀圧入法測定装置	
7 農薬		29 周波数標準機	×
8 気圧計		30 ガス分析計(水銀等を標準物質とするものを除く。)	
9 湿度計		31 容積形力計	
10 液柱形圧力計		32 滴下水銀電極	
11 弹性圧力計(ダイアフラム式のものに限る。)	×	33 参照電極	
12 圧力伝送器(ダイアフラム式のものに限る。)	×	34 水銀等ガス発生器(内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。)	
13 真空計	×	35 握力計	
14 ガラス製温度計		36 医薬品	
15 水銀充満圧力式温度計	×	37 水銀の製剤	
16 水銀体温計		38 塩化第一水銀の製剤	
17 水銀式血圧計		39 塩化第二水銀の製剤	
18 真空ポンプ(水銀が目視で確認できるものに限る。)		40 よう化第二水銀の製剤	
19 温度定点セル		41 硝酸第一水銀の製剤	
20 顔料	水銀使用製品に塗布されるものに限り	42 硝酸第二水銀の製剤	
21 ポイラ (二流体サイクルに用いられるものに限る。)		43 チオシアン酸第二水銀の製剤	
22 灯台の回転装置		44 酢酸フェニル水銀の製剤	

## 1-4 特別管理産業廃棄物の種類

産業廃棄物のうち以下のものは特別管理産業廃棄物に定められています。

種類	内 容
1 引火性廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（引火点 70°C未満）
2 腐食性廃酸	水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下の廃酸
3 腐食性廃アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）が12.5以上の廃アルカリ
4 感染性産業廃棄物	医療関係機関等から排出される、血液、使用済み注射針などの、感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物
5 特定有害産業廃棄物	<p>(1) 廃P C B等</p> <p>ポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という）を含む廃油、廃P C B</p> <p>(2) P C B汚染物</p> <p>事業活動等に伴い発生した            ・汚泥、木くず、繊維くずのうちP C Bが染み込んだもの            ・紙くずのうちP C Bが塗布され又は染み込んだもの            ・廃プラスチック類、金属くずのうち、P C Bが付着し又は封入されたもの            ・陶磁器くず、がれき類のうちP C Bが付着したもの</p> <p>(3) P C B処理物</p> <p>廃P C B等又はP C B汚染物を処分するために処理したもので基準に適合しないもの</p> <p>(4) 廃水銀等</p> <p>・特定の施設（試験研究機関や水銀使用製品の製造の用に供する施設等、省令別表に掲げる施設）から排出される廃水銀又は廃水銀化合物            ・水銀又はその化合物を含むものや水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀（水銀使用製品の破損により漏洩した廃水銀は該当しない）            ・廃水銀又は廃水銀化合物を処分するために処理したもの（省令で定める基準に適合しないものに限る）</p> <p>(5) 廃石綿等</p> <p>石綿建材除去事業に伴って発生した廃石綿、飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材、石綿含有断熱材、石綿含有耐火被覆材及び除去工事に使用し石綿が付着しているおそれのあるプラスチックシート等の用具類、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設がある事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など</p> <p>(6) 重金属等の有害物質を含有した産業廃棄物</p> <p>・燃え殻、汚泥、鉛さい、ばいじん及びこれらを処分するために処理したものであって、政令で規定する「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」に定める基準（以下「判定基準」という。）に適合しないもの            ・廃酸、廃アルカリについては省令別表に適合しないもの            ・廃油（次頁判定基準 9~18, 22, 24の廃溶剤）            注）鉛さい以外は省令別表に掲げる施設から排出されたもの</p> <p>(7) ダイオキシン類を含むばいじん、燃え殻</p> <p>ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設で生じたもの及びこれらを処分するために処理したものであって、ダイオキシン類の含有量が基準*を超えるもの</p> <p>(8) ダイオキシン類を含む汚泥、廃酸、廃アルカリ</p> <p>ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設を有する工場又は事業場で生じたもの及びこれらを処分するために処理したものであって、ダイオキシン類の含有量が基準*を超えるもの</p>

※ダイオキシン類の含有量の基準 燃え殻、ばいじん、汚泥・・・3ng/g

廃酸、廃アルカリ・・・・100pg/l

## 1-5 特別管理産業廃棄物の判定基準

燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん及びこれらを処分するために処理したもの並びに廃酸、廃アルカリで判定基準を超えるものは、重金属等の有害物質を含有した特別管理産業廃棄物としての適用を受けることになります。

産業廃棄物	燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん及び当該廃棄物を処分するために処理したもの	廃酸、廃アルカリ
分析項目 試験方法	溶出試験 [mg/検液 1ℓ]	含有量試験 [mg/試料 1ℓ]
1 アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
1 水銀又はその化合物	0.005 以下	0.05 以下
2 カドミウム又はその化合物	0.09 以下	0.3 以下
3 鉛又はその化合物	0.3 以下	1 以下
4 有機燐化合物	1 以下	1 以下
5 六価クロム化合物	1.5 以下	5 以下
6 硒素又はその化合物	0.3 以下	1 以下
7 シアン化合物	1 以下	1 以下
8 PCB	0.003 以下	0.03 以下
9 トリクロロエチレン	0.1 以下	1 以下
10 テトラクロロエチレン	0.1 以下	1 以下
11 ジクロロメタン	0.2 以下	2 以下
12 四塩化炭素	0.02 以下	0.2 以下
13 1・2-ジクロロエタン	0.04 以下	0.4 以下
14 1・1-ジクロロエチレン	1 以下	10 以下
15 シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4 以下	4 以下
16 1・1・1-トリクロロエタン	3 以下	30 以下
17 1・1・2-トリクロロエタン	0.06 以下	0.6 以下
18 1・3-ジクロロプロペン	0.02 以下	0.2 以下
19 チウラム	0.06 以下	0.6 以下
20 シマジン	0.03 以下	0.3 以下
21 チオベンカルブ	0.2 以下	2 以下
22 ベンゼン	0.1 以下	1 以下
23 セレン又はその化合物	0.3 以下	1 以下
24 1・4-ジオキサン	0.5 以下	5 以下

(注1) 燃え殻は1, 4, 7~22, 24、ばいじんは4, 7~22、鉱さいは4, 7~22, 24の分析項目は適用しません。

(注2) 昭和48年環境庁告示第13号による検定方法による。

## 第2章 事業者

### 2-1 事業者の責務

事業者は、その事業活動に伴って発生した廃棄物（一般廃棄物・産業廃棄物）について、次のような責任があります。

なお、建設工事で発生する廃棄物の処理責任は、発注者から直接工事を請け負った建設業者（元請業者が「事業者」に該当）にあります。ただし、建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物（残置物）及びP C Bを含む電気機器等は、当該建築物の所有者等に処理責任があります。

- ・事業者は、その事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければなりません。
- ・事業者は、その事業活動に伴って発生した廃棄物の再生利用等を行うことにより、減量に努めなければなりません。
- ・事業者は、物の製造、加工、販売等で、その製品、容器等が廃棄物となる場合は処理の困難性をあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行い、また、その製品、容器等に関する廃棄物の適正な処理の情報を提供すること等で、その製品、容器等が廃棄物となった場合はその適正な処理が困難にならないようにしなければなりません。
- ・事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければなりません。
- ・事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければなりません。処理する場合は、産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物を処理する場合は、特別管理産業廃棄物処理基準）を守らなければなりません。
- ・事業者は、事業者自身で運搬又は処分できない産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）の運搬を産業廃棄物収集運搬業者に、処分を産業廃棄物処分業者に、それぞれ委託することができます。このとき、事業者は産業廃棄物処理委託基準を守らなければなりません。
- ・事業者は、事業者自身で運搬又は処分できない特別管理産業廃棄物の運搬を特別管理産業廃棄物収集運搬業者に、処分を特別管理産業廃棄物処分業者に、それぞれ委託することができます。このとき、事業者は特別管理産業廃棄物処理委託基準を守らなければなりません。
- ・事業者は、法律に基づき、建設工事に伴って発生した産業廃棄物を、排出した事業場の外において自ら保管（保管の用に供される場所の面積が300 m<sup>2</sup>以上に限る。）を行おうとするときは、原則としてあらかじめ市長に届出なければなりません。
- ・事業者は、条例に基づき、建設工事に伴って発生した産業廃棄物、使用済みタイヤ、又は、使用済み家庭用電気機器やリサイクル可能品を、屋外において保管（保管の用に供される場所の面積が100 m<sup>2</sup>以上に限る。）を行おうとするときは、原則としてあらかじめ市長に届出なければなりません。（法律で届出の対象になる場合を除く。）
- ・事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合、委託する業者が当該産業廃棄物を処理する能力を備えていることを確認しなければなりません。また、当該産業廃棄物の処理の状況を定期的に確認するよう努めなければなりません。
- ・土地の所有者又は占有者等は、その所有等をする土地において、不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに名古屋市長に通報するように努めなければなりません。

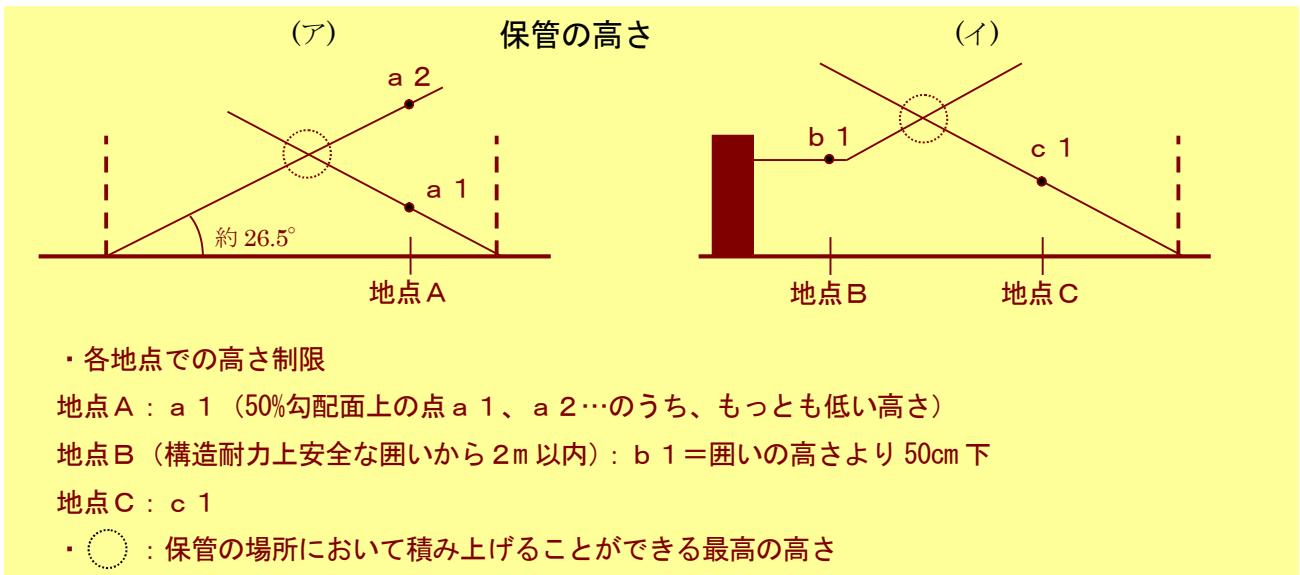
注）処理を委託した業者が、産業廃棄物処理基準、特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない処理を行った場合（不法投棄等）は、排出事業者として原状回復等の責任を負う必要があります。

## 2-2 事業者による産業廃棄物の処理

事業者は、その事業活動に伴って発生した産業廃棄物の運搬又は処分（中間処理及び最終処分。再生を含む）を自ら行う場合は、政令で定める産業廃棄物処理基準に従わなければなりません。また、産業廃棄物が運搬されるまでの間、省令で定める産業廃棄物保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管しなければなりません。

### 2-2-1 産業廃棄物保管基準

- 1 保管の場所には、周囲に囲いを設け、以下の事項を表示した、縦横それぞれ60cm以上の掲示板を見やすい箇所に設ける。
  - (1) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の保管の場所であること
  - (2) 保管する産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等も含む)
  - (3) 保管の場所の管理者の氏名又は名称、連絡先
  - (4) 屋外で容器を使用しないで保管する場合は、積み上げができる最高の高さ
- 2 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次の措置を行う。
  - (1) 保管に伴い汚水が発生するおそれがある場合は、その汚水により公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設け、底面を不浸透性の材料で覆う。
  - (2) 屋外で容器を使用しないで保管する場合は、積み上げられた廃棄物の高さが以下の高さを超えないようにする。
    - ア 保管する産業廃棄物の荷重が囲いに直接かかる場合は、囲いの下端から勾配50%となる高さ。
    - イ 保管する産業廃棄物の荷重が囲いに直接かかる場合は、囲いから2m以内の地点では、囲いの上端から50cm下となる高さ。囲いより2m以上内側の地点では、囲いから2m内側の地点で囲いの上端から50cm下となる点から勾配50%となる高さ。(50%勾配とは、起点から水平距離2mに対して垂直に1m上昇した点を結ぶ面。角度にして約26.5°です。)
    - ウ その他必要な措置

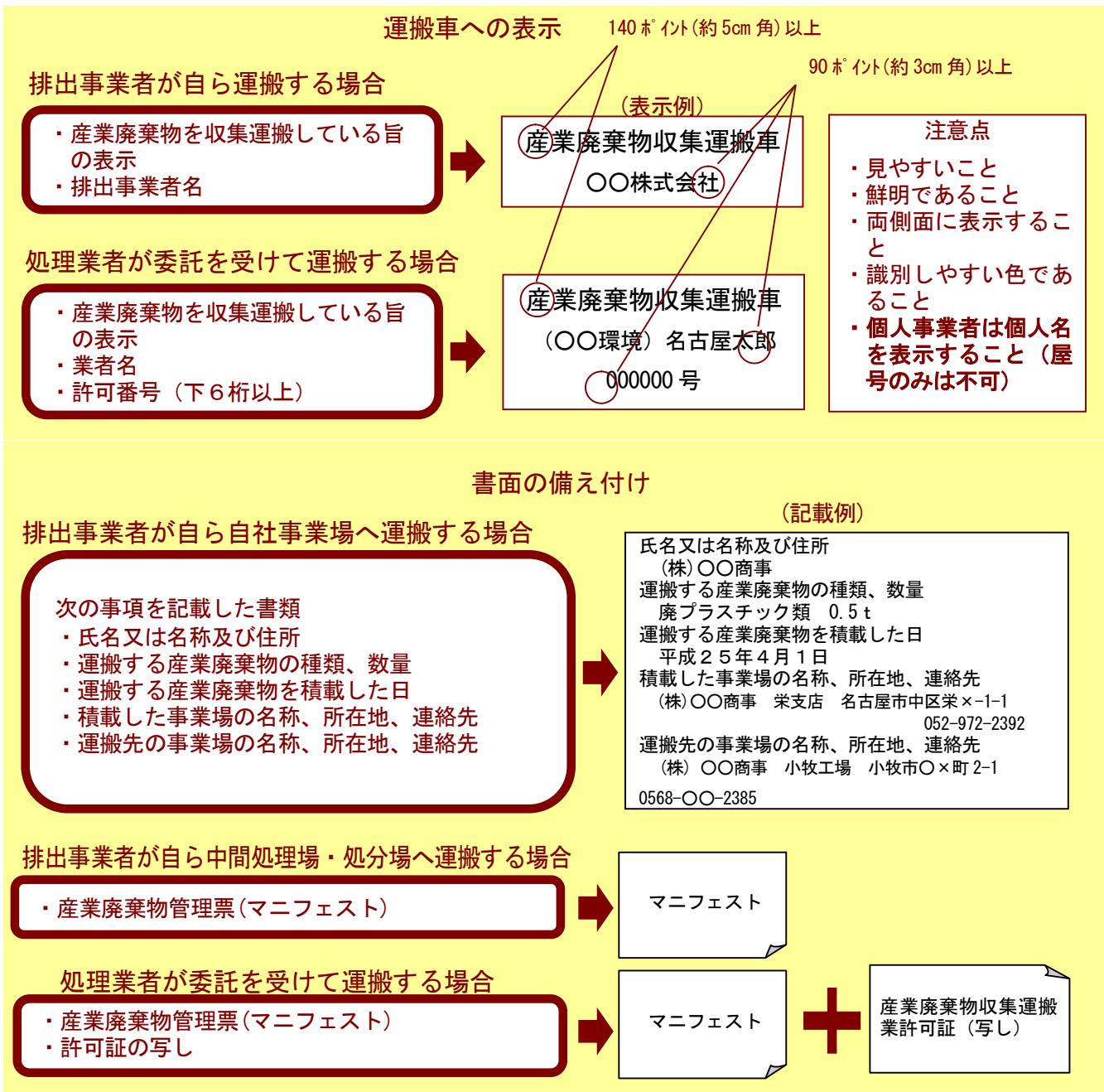


- 3 保管施設は、ねずみの生息、蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにする。
- 4 石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築、除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿の重量含有率が0.1%を超えるもの）及び特別管理産業廃棄物の保管は、他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を行う。（感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合で、感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合を除く）
- 5 石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために覆いを設けること、梱包すること等必要な措置を行う。
- 6 水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を行う。
- 7 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次の措置等を行う。
  - (1) 廃油・P C B汚染物・P C B処理物
    - 容器に入れ密封すること等、廃油又はP C Bの揮発の防止のために必要な措置
    - 廃油、P C B汚染物又はP C B処理物が高温にさらされないように必要な措置
  - (2) 廃酸・廃アルカリ
    - 容器に入れ密封すること等、廃酸又は廃アルカリによる腐食を防止するために必要な措置
  - (3) P C B汚染物・P C B処理物
    - 安定器については人の健康又は生活環境に係る被害が生じないよう形状を変更しないこと
    - P C B汚染物又はP C B処理物の腐食の防止のために必要な措置
  - (4) 廃水銀等
    - 容器に入れて密封すること等、廃水銀等の揮発の防止のために必要な措置
    - 廃水銀等が高温にさらされないように必要な措置
    - 廃水銀等の腐食の防止のために必要な措置
  - (5) 廃石綿等
    - 梱包すること等、廃石綿等の飛散の防止のために必要な措置
  - (6) 腐敗するおそれのあるもの
    - 容器に入れ密封すること等、特別管理産業廃棄物の腐敗の防止のために必要な措置

## 2-2-2 産業廃棄物処理基準

### ○収集運搬基準

- 1 産業廃棄物が飛散及び流出しないようにする。
- 2 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音、振動によって生活環境の保全上支障を来たさないように必要な措置を行う。
- 3 産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を来たすおそれのないように必要な措置を行う。
- 4 船舶を使用して収集又は運搬を行う場合は、その船舶の船橋の両側（船橋のない船舶では、両げん）に産業廃棄物の収集又は運搬に使用する船舶であること、氏名又は名称を鮮明に表示する。また、事業者の事業に使用する船舶であることを証明する書面を備え付ける。
- 5 運搬車の車体の外側に省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいうように表示し、かつ当該車に省令で定める書面を備え付けておくこと。



- 6 石綿含有産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、破碎することのないような方法で、その他の物と混合するおそれがないように、他の物と区分して、収集し、又は運搬する。
- 7 水銀使用製品産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、破碎することのないような方法で、その他の物と混合するおそれがないように、他の物と区分して、収集し、又は運搬する。  
なお、収集又は運搬時に水銀使用製品産業廃棄物が不可抗力で破損した場合、単なるガラスくず等として処理することなく、水銀使用製品産業廃棄物であるガラスくず等として取り扱うこと。
- 8 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害を来たさないようにする。
- 9 特別管理産業廃棄物の収集運搬には、他の物と混合するおそれがないように、他の物と区別して収集し、又は運搬する。(感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合で、感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合を除く。)
- 10 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、流出し、悪臭が漏れるおそれのないものであること。ただし、運搬用パイプラインは特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に使用しないこと。(消防法第二条第七項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を危険物の規制に関する政令第三条第三項に規定する移送取扱所で収集又は運搬する場合を除く。)

- 11 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を行う者は、その収集又は運搬する特別管理産業廃棄物の種類その他の省令で定める事項を記載した文書を携帯する。(特別管理産業廃棄物を収納した運搬容器に当該事項が表示されている場合を除く。)
- 12 感染性産業廃棄物、廃P C B等、P C B汚染物、P C B処理物、廃水銀等の収集又は運搬は、次による。(廃P C B等、P C B汚染物、P C B処理物の収集又は運搬については別途ガイドラインが適用される。)
- (1) 必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬する。
- (2) 収納する運搬容器は、密閉でき、収納しやすく、損傷しにくいものとする。
- 13 産業廃棄物の積替えを行う場合は、次による。
- (1) 積替えは、周囲に囲いが設けられ、産業廃棄物の積替えの場所であることを表示がされた場所で行う。特別管理産業廃棄物の場合は、積替える特別管理産業廃棄物の種類、積替えの場所の管理者の氏名又は名称、連絡先を表示する。
- (2) 積替えの場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、地下に浸透し、悪臭が発散しないように必要な措置を行う。
- (3) 積替えの場所は、ねずみの生息、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにする。
- (4) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の積替えの場所は、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を行う。(感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合で、感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合を除く。)
- (5) 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次の措置等を行う。
- ア 廃油、P C B汚染物、P C B処理物  
容器に入れ密封すること等、廃油又はP C Bの揮発の防止のために必要な措置  
廃油、P C B汚染物又はP C B処理物が高温にさらされないために必要な措置
- イ P C B汚染物、P C B処理物  
安定器については人の健康又は生活環境に係る被害が生じないよう形状を変更しないこと  
当該P C B汚染物又はP C B処理物の腐食の防止のために必要な措置
- ウ 廃水銀等  
容器に入れて密封すること等、廃水銀等の揮発の防止のために必要な措置  
廃水銀等が高温にさらされないために必要な措置  
廃水銀等の腐食の防止のために必要な措置
- エ 腐敗するおそれのあるもの  
容器に入れ密封すること等、特別管理産業廃棄物の腐敗の防止のために必要な措置
- 14 産業廃棄物の保管は、次の基準を満たした積替えを行う場合を除き、行ってはならない。ただし、廃P C B等、P C B汚染物、P C B処理物についてはこの限りではない。
- (1) あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められている。
- (2) 搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えていない。
- (3) 搬入された産業廃棄物の性状が変化しないうちに搬出する。
- 15 産業廃棄物の保管を行う場合は、産業廃棄物保管基準によるほか、保管の場所には産業廃棄物の積替えのための保管の場所であること及び保管することができる数量を表示する。また、保管する産業廃棄物の数量が1日当たりの平均的な搬出量の7日分を超えないようにする。

○中間処理基準（再生する場合を含む）

- 1 産業廃棄物が飛散、流出しないようにする。
- 2 処分に伴う悪臭、騒音、振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を行う。

- 3 産業廃棄物の処分のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障を来たすおそれのないように必要な措置を行う。
- 4 産業廃棄物を焼却する場合は、焼却設備の構造及び焼却方法の基準に従う。
- 5 産業廃棄物の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。）を行う場合には、省令で定める構造を有する熱分解設備を用いて、環境大臣が定める方法により行う。
- 6 石綿含有産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行う。（収集又は運搬のため必要な破碎又は切断であって環境大臣が定める方法により行うものを除く）
- 7 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等については、水銀又はその化合物が大気中に飛散しないよう必要な措置を行う。
- 8 下表にある水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は水銀を含む特別管理産業廃棄物については、あらかじめ環境大臣が定める方法により水銀を回収する。

#### 水銀回収を義務付けられる産業廃棄物

水銀使用製品産業廃棄物	1 スイッチ及びリレー	10 水銀体温計	19 差圧式流量計
	2 気圧計	11 水銀式血圧計	20 浮ひょう形密度計
	3 湿度計	12 ひずみゲージ式センサ	21 傾斜計
	4 液柱形圧力計	13 真空ポンプ	22 積算時間計
	5 弹性圧力計(ダイアフラム式)	14 ホイール・バランサ	23 容積形力計
	6 圧力伝送器(ダイアフラム式)	15 推進薬	24 滴下水銀電極
	7 真空計	16 灯台の回転装置	25 電量計
	8 ガラス製温度計	17 水銀トリム・ヒール調整装置	26 ジャイロコンパス
	9 水銀充満圧力式温度計	18 放電管(放電ランプ(蛍光ランプ及び HID ランプを含む。)を除く。)	27 握力計
水銀含有ばいじん等	水銀(水銀化合物に含まれる水銀を含む)を1キログラムにつき1,000ミリグラム以上含むばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい		
	水銀(水銀化合物に含まれる水銀を含む)を1リットルにつき1,000ミリグラム以上含む廃酸又は廃アルカリ		
特別管理産業廃棄物 水銀を含む	水銀(水銀化合物に含まれる水銀を含む)を1キログラムにつき1,000ミリグラム以上含む鉱さい、ばいじん又は汚泥		
	水銀(水銀化合物に含まれる水銀を含む)を1リットルにつき1,000ミリグラム以上含む廃酸又は廃アルカリ		

※水銀回収が義務付けられないものであっても、水銀を回収するよう努めること。

- 9 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害を来たさないようにする。
- 10 特別管理産業廃棄物の処理は、その種類に応じ、次の方法による。

(1) 引火性廃油

ア 焼却設備を使用して焼却する方法

イ 蒸留設備その他の設備を使用して再生し、再生に伴って発生する廃棄物についても引火性廃油でなくする方法

(2) 腐食性廃酸・腐食性廃アルカリ

ア 中和設備を使用して中和する方法

イ 焼却設備を使用して焼却する方法

ウ イオン交換を行う設備その他の設備を使用して再生し、再生に伴って発生する廃棄物についても pH を 2.0 より大きく、12.5 より小さくすることができる方法

(3) 感染性産業廃棄物

ア 焼却設備を使用して焼却する方法

イ 溶融設備を使用して溶融する方法

ウ 高圧蒸気滅菌装置又は乾熱滅菌装置を使用して滅菌する方法（さらに破碎する等滅菌したことを明らかにすること。）

エ B型肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法で消毒する方法（さらに破碎する等滅菌したことを明らかにすること。）

オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律その他の法令により規定されている感染症の原因となる感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物、これらのおそれのある廃棄物の場合は、これらの法律施行規則その他の法令に規定するこれらの感染性病原体に有効な方法により消毒する方法

(4) 廃P C B等

焼却又は環境大臣が定める方法（脱塩素化分解法、水熱酸化分解法、還元熱化学分解法等）

(5) P C B汚染物

焼却又は環境大臣が定める方法（水熱酸化分解法、還元熱化学分解法、洗浄、分離等）

(6) P C B処理物

性状に応じて（4）又は（5）に規定する方法

(7) 廃石綿等

溶融設備を使用して溶融する方法

(8) 廃水銀等

環境大臣が定める方法（硫化及び固型化）

11 産業廃棄物の処分のための保管は、次による。

(1) 保管は、産業廃棄物保管基準によるほか、産業廃棄物の処分のための保管の場所であること、保管することができる数量を表示する。

(2) 処理施設では、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管しない。

(3) 保管する産業廃棄物の数量が1日当たりの処理能力の14日分を超えないようにする。ただし、建設業から発生する産業廃棄物（分別された木くず、がれき類に限る）の再生を行う施設では28日分（アスファルトの破片は70日分）とする。

## 【参考：焼却の基準】

廃棄物を焼却する場合は、焼却設備を使用しなければなりません。焼却設備は、その規模に関わらず、以下のような焼却設備の構造及び焼却方法の基準を守らなければなりません。

規制の内容		
	基 準	備考(必要と考えられる対策の例)
焼却方法	煙突から焼却灰及び未燃物を飛散させない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な負荷となるよう、焼却量を調節する</li> <li>・排ガス処理設備や飛散防止ネットを設置する</li> </ul>
	煙突の先端から火炎又は黒煙※を出さない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な負荷となるよう、焼却量を調整する</li> <li>・必要な量の空気を通風させる</li> </ul>
	煙突の先端以外から燃焼ガスを出さない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隙間や破損部分のない焼却設備を用いる</li> <li>・焼却中は廃棄物投入口の扉を閉めておく</li> <li>・適正な負荷となるよう、焼却量を調整する</li> </ul>
焼却設備の構造	空気取入口・煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく燃焼ガスの温度が摂氏800°C以上の状態で、定量ずつ廃棄物を焼却できるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隙間や破損部分がある場合は補修する</li> <li>・廃棄物投入口にきちんと閉じることができる扉を設置する</li> <li>・助燃バーナーの設置(増設、更新)する</li> </ul>
	燃焼に必要な量の空気の通風が行われるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な高さ及び口径の煙突を設置する</li> <li>・送風機を設置する</li> </ul>
	外気と遮断された状態で廃棄物を燃焼室に投入することができるもの(燃焼中に廃棄物を投入する場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供給装置の設置による機械化、自動化</li> <li>・投入口の二重扉化</li> </ul>
	燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられている	
	燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられている(加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができるもののみを焼却する場合を除く)	

※黒煙については、日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超えないこと。

ダイオキシン類対策特別措置法、本市条例により、火床面積 0.5 m<sup>2</sup>以上又は処理能力 50kg/時以上の廃棄物焼却炉を設置する場合は、市長への届出(条例では設置の 60 日前)が必要です。また、排出ガス、ばいじん、燃え殻のダイオキシン類の測定を毎年 1 回以上行い、結果を市長に報告しなければなりません。

## ○埋立処分基準

産業廃棄物を埋立処分する場合は、産業廃棄物の種類及びその性状ごとに定められている埋立処分基準に従わなければなりません。

### 1 共通基準

- (1) 産業廃棄物が飛散し、流出しないようにする。
- (2) 処分に伴う悪臭、騒音、振動によって生活環境の保全上支障を来たさないように必要な措置を行う。
- (3) 産業廃棄物の処分のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障を来たすおそれのないように必要な措置を行う。
- (4) 埋立地は、ねずみの生息、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにする。
- (5) 埋立処分を終了する場合は、生活環境の保全上支障を来たさないように埋立地の表面を土砂で覆う。
- (6) 安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物は、地中にある空間を利用して埋立処分を行ってはなりません。
- (7) 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に被害を来たさないようにする。
- (8) 安定型処分場に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、付着するおそれのないように必要な措置を行う。

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物については、次の環境大臣の定める方法により混入・付着の防止措置を講じた後でなければ安定型処分場に埋め立てることができません。

ア 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃棄物を、安定型産業廃棄物（廃プラスチック類（自動車等破碎物、廃プリント配線板及び廃容器包装であるものを除く。）、ゴムくず、アスファルト・コンクリート又は無機性の固形状のものに限る。ア及びイにおいて、以下同じ。）と紙くず、木くず、繊維くずその他の安定型産業廃棄物以外の廃棄物とに分別して排出し、かつ、当該安定型産業廃棄物の埋立処分が行われるまでの間、当該安定型産業廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することができないようする方法。

イ 工作物の新築、改築又は除去に伴い生じた廃棄物（アの規定により分別して排出されたものを除く。）を手、ふるい、風力、磁力、電気その他を用いる方法により安定型産業廃棄物と紙くず、木くず、繊維くずその他の安定型産業廃棄物以外の廃棄物とに選別した結果、安定型産業廃棄物の熱しやすく減量を5%以下とし、かつ、当該選別の後に行う当該安定型産業廃棄物の埋立処分が行われるまでの間、当該安定型産業廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することができないようする方法。

- (9) 周囲に囲いが設けられ、産業廃棄物の処分の場所（特別管理産業廃棄物の埋立処分は、特別管理産業廃棄物の処分の場所）であることの表示がされている場所で行う。
- (10) 有害な産業廃棄物の埋立処分は、有害な産業廃棄物の処分の場所であることが表示され、また、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行う。
- (11) 埋立地からの浸出液によって公共の水域及び地下水を汚染するおそれがある場合は、そのおそれがないように必要な措置を行う。
- (12) 燃え殻、ばいじん、汚泥又はそれらを処理したことにより発生した廃棄物（有害物質について基準に適合しないものに限る）の埋立処分は、特別管理産業廃棄物に準じた処理をする。

## 【参考：安定型産業廃棄物】

安定型産業廃棄物とは、下記の5品目をいいます。ただし、その性状により安定型最終処分場での埋立処分ができないものもあります。

水銀使用製品産業廃棄物は安定型産業廃棄物の対象から除かれます。

### (1) 廃プラスチック類

ただし、次のものは除かれます。

ア 自動車等破碎物（自動車もしくは電気機械器具又はこれらのものの一部の破碎に伴って発生したもの）  
をいう。以下同じ）

イ 廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ）

ウ 廃容器包装（固形状又は液状のものの容器又は包装で不要物（有害な物質又は有機性の物質と接触しないように使用され、又は排出前に十分に洗浄されたこと等により、これらの物質の混入又は付着がないように分別して排出され、処分されるまでの間これらの物質が混入し、又は付着したことがないものを除く。）をいう。以下同じ）

### (2) ゴムくず

### (3) 金属くず

ただし、次のものは除かれます。

ア 自動車等破碎物

イ 廃プリント配線板

ウ 不要な鉛蓄電池の電極、及び鉛製の管又は板

エ 廃容器包装

### (4) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

ただし、次のものは除かれます。

ア 自動車等破碎物

イ 廃ブラウン管（側面部に限る）

ウ 廃石膏ボード（付着した紙を取り除いたものを含む）

エ 廃容器包装

### (5) がれき類

## 2 個別基準

汚泥	〈陸上埋立〉 1 あらかじめ、焼却設備を使用して焼却、熱分解設備を使用して熱分解又は含水率85%以下に脱水（さらに、有機性汚泥の場合は、腐敗物の埋立処分基準を適用）
	〈水面埋立〉 1 無機性汚泥・・・中間処理不要 2 有機性汚泥・・・あらかじめ、焼却設備により焼却、熱分解設備を使用して熱分解
廃油（タールピッチ類を除く）	焼却設備により焼却、熱分解設備を使用して熱分解
廃酸・廃アルカリ	埋立処分禁止
廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く)	中空でないように、最大径15cm以下に破碎・切断、溶融加工、焼却設備により焼却する、熱分解設備を使用して熱分解
紙くず、木くず、繊維くず	中間処理不要
動植物性残さ 動物系固形不要物	腐敗物の埋立処分基準を適用
ゴムくず	最大径15cm以下に破碎・切断、焼却設備により焼却、熱分解設備を使用して熱分解
金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類(ガラスくず等とがれき類は石綿含有産業廃棄物を除く)	中間処理不要
家畜ふん尿 家畜の死体	腐敗物の埋立処分基準を適用
燃え殻 ばいじん	飛散しないように、水分を添加、固形化、梱包等必要な措置を行う また、運搬車や埋立地から飛散しないよう必要な措置を行う
腐敗物 (有機性汚泥、動植物性残さ、動物系固形不要物、家畜ふん尿、家畜の死体又はこれらを処分するため処理したもの)	腐敗物の含有量 40%未満……おおむね3mlに50cmの層状埋立 (土砂で覆土) 40%以上……おおむね50mlに50cmの層状埋立 (土砂で覆土) [注]熱しやく減量15%以下に焼却したもの及びコンクリート固型化したものの、小規模埋立処分の場合は適用除外
ダイオキシン類を含むばいじん 又は燃え殻及び汚泥	ダイオキシン類の含有量を3ng/g以下とすること。 ただし、既設の特定施設から排出されたものについては、セメント固化・薬剤処理・抽出処理を十分に行うことで上記基準の適用を除外される
石綿含有産業廃棄物	産業廃棄物最終処分場のうち、一定の場所において、分散しないようを行う。 また、埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を行う。

その他、特別管理産業廃棄物についても廃棄物の種類及び性状に応じて、処分前に行うべき処理方法、埋立処分が可能な最終処分場の種類が定められています。

## 2-3 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

特別管理産業廃棄物を発生する事業場を設置している事業者は、法律の規定により、事業場ごとに特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければなりません。

また、特別管理産業廃棄物が発生することとなった事を市長に報告しなければなりません。

特別管理産業廃棄物管理責任者は、発生する特別管理産業廃棄物に応じ、次の資格・経験が必要です。

### 1 感染性産業廃棄物を発生する事業場

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士
- (2) 2年以上環境衛生指導員の職にあった人
- (3) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく専門学校において、医学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した人（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した人を含む。）又はこれと同等以上の知識があると認められる人

### 2 感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を発生する事業場

- (1) 2年以上環境衛生指導員の職にあった人
- (2) 学歴等に応じた廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験のある人、又は同等の知識があると認められる人

卒業学校	卒業課程	修得科目	実務経験
大学 旧大学令に基づく 大学	理学・薬学・工学・農学	・衛生工学 ・土木工学 〔旧大学令に基づく大 学に限る〕 ・化学工学	2年以上
	理学・薬学・工学・農学 又は、これらに相当する課程	上記科目以外	3年以上
短期大学（専門職大学 の前期課程を含む。） 高等専門学校 旧専門学校令に に基づく専門学校	理学・薬学・工学・農学 又は、これらに相当する課程	・衛生工学 ・土木工学 〔旧大学令に基づく大 学に限る〕 ・化学工学	4年以上
		上記科目以外	5年以上
高等学校 中等教育学校 旧中等学校令に に基づく中等学校	土木科・化学科又は、これらに相当する学科		6年以上
	理学・工学・農学に関する科目又は、これらに相当する科目		7年以上
上記に該当しない者	_____	_____	10年以上

### 3 特別管理産業廃棄物管理責任者の役割

旧厚生省通知によれば、例えば次の事項となっている。

- (1) 特別管理産業廃棄物の排出状況の把握
- (2) 特別管理産業廃棄物処理計画の立案
- (3) 適正な処理の確保（保管状況の確認、委託業者の選定や適正な委託の実施、マニフェストの交付・保管等）

## 2-4 多量排出事業者による処理計画

事業活動に伴い多量の産業廃棄物を発生する事業場を設置している事業者は、法律の規定により、多量排出事業者として、その事業場での産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、当該年度の6月30日までに名古屋市長に提出しなければなりません。また、その計画の実施の状況を翌年度の6月30日までに報告しなければなりません。これらの計画及び実施の状況は、インターネットの利用により公表されます。

### ○多量排出事業者

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000t以上の事業場を設置している事業者
- 2 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50t以上の事業場を設置している事業者

### ○（特別管理）産業廃棄物処理計画

処理計画の作成にあたり、以下の事項を定める。

- 1 計画期間
- 2 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
- 3 （特別管理）産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- 4 （特別管理）産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- 5 （特別管理）産業廃棄物の分別に関する事項
- 6 自ら行う（特別管理）産業廃棄物の再生利用に関する事項
- 7 自ら行う（特別管理）産業廃棄物の中間処理に関する事項
- 8 自ら行う（特別管理）産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項
- 9 （特別管理）産業廃棄物の処理の委託に関する事項

### ○（特別管理）産業廃棄物処理計画実施状況報告

実施状況の報告にあたり、以下の事項を定める。

- 1 （特別管理）産業廃棄物処理計画における目標値
- 2 計画の実施状況

## 2-5 処理の委託

事業者は、排出した産業廃棄物を自ら処理できない場合は、処理委託基準に従って、許可業者等に処理を委託することができますが、委託した産業廃棄物が委託契約の内容のとおり、適正に処理されたことを確認しなければなりません。

### 2-5-1 処理委託基準

- 1 運搬の委託は、産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者で委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれる者に委託する。
- 2 処分又は再生は、産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者で委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれる者に委託する。
- 3 委託契約は、以下に掲げる事項についての条項が含まれた委託契約書により行い、契約終了の日から5年間契約書を保存する。
  - (1) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類、数量
  - (2) ア 収集運搬の場合・・・運搬の最終目的地の所在地
    - イ 処分の場合・・・処分の場所の所在地、処分方法及び施設の処理能力、当該産業廃棄物が法第15条の4の5第1項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨
    - ウ 処分が中間処理の場合・・・中間処理後の廃棄物の最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分の施設の処理能力
  - (3) 委託契約の有効期間
  - (4) 委託者が受託者に支払う料金
  - (5) 受託者の収集運搬業又は処分業の許可等の事業の範囲
  - (6) 運搬の委託で、受託者が積替え又は保管を行う場合、積替え又は保管の場所の所在地、保管できる廃棄物の種類、積替えのための保管上限
  - (7) (6)の場合で、委託する廃棄物が安定型産業廃棄物の場合、積替え又は保管の場所で他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項
  - (8) 委託する廃棄物の適正処理に必要な次の事項に関する情報
    - ア 廃棄物の性状、荷姿に関する情報
      - イ 通常の保管状況での腐敗、揮発等廃棄物の性状変化に関する事項
      - ウ 他の廃棄物との混合等による支障等に関する事項
    - エ 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項
      - (i) 廃パーソナルコンピュータ
      - (ii) 廃ユニット形エアコンディショナー
      - (iii) 廃テレビジョン受信機
      - (iv) 廃電子レンジ
      - (v) 廃衣類乾燥機
      - (vi) 廃電気冷蔵庫
      - (vii) 廃電気洗濯機
    - オ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨

カ 委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第五項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第二項に規定する第一種指定化学物質（同法第五条第一項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が排出量及び移動量を把握しなければならない第一種指定化学物質に限る。）が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合

キ その他廃棄物を取り扱う際の注意事項

（9）受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

（10）委託契約解除時の未処理廃棄物の取扱いに関する事項

（11）委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物の性状等が契約締結時から変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項

4 委託契約書には、受託者の処理業の許可証の写し等を添付する。

5 特別管理産業廃棄物を委託する場合は、あらかじめ委託する特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、取扱い上の注意事項を文書で通知する。

6 受託者が委託を受けた処理を他人に委託（再委託）することを承諾した場合は、その承諾をした書面の写しを、その承諾をした日から5年間保存する。（原則として再委託は禁止されています。）

なお、業の許可を受けた者のほか、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集、運搬又は処分を業として行う者等に運搬又は処分を委託することができます。

## 2－5－2 委託契約の手順

排出した産業廃棄物の運搬又は処分を委託しようとする場合は、以下のように、あらかじめ委託契約を交わさなければいけません。

1 事前に溶出試験等を行い、特別管理産業廃棄物に該当するかどうかを確認する。

2 排出した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の性状と処理業者の処理方法とを照らし合わせて適切な処理業者を選ぶ。

3 委託しようとする収集運搬業者と処分業者から許可証の写しを受取り、次の（1）から（6）について確認を行い、（7）を実施する。

（1）業の区分（産業廃棄物か特別管理産業廃棄物か、収集運搬業か処分業か）

（2）収集運搬の委託の場合、許可を受けている区域（積込み地のほか、運搬先の許可が必要）

（3）産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類（どのような種類の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を取り扱えるのか）

（4）処分の委託の場合、処理施設の種類及び処理能力（どのような処理をする施設か、処理能力は委託予定量に比べて十分なものか）

（5）許可条件（許可についてどのような条件が付けられているのか）

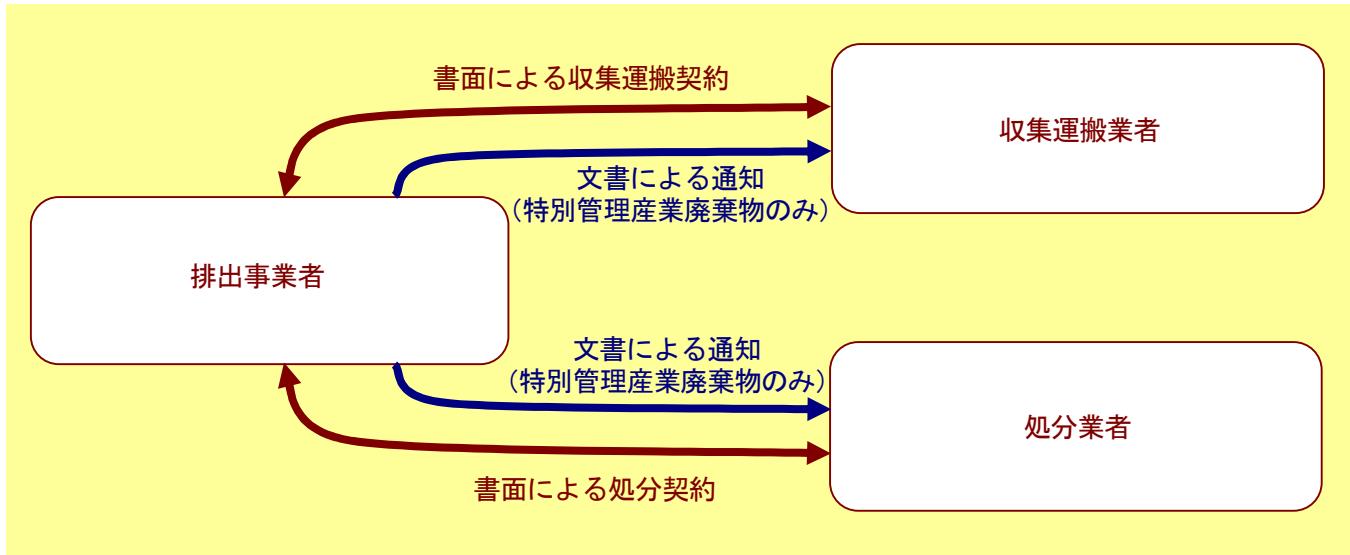
（6）許可期限（期限を過ぎていないか）

（7）委託先の処理業者について、その処理能力等を実地に調査し、記録を保存する。

4 処理委託基準に定められる条項を記載した委託契約書を作成する。収集運搬業者と処分業者が異なる場合は、それぞれと個別に委託契約を交わす。

5 処分が中間処理の場合、中間処理後の廃棄物をどのように最終処分するかを確認する。

## ○処理の委託契約の流れ

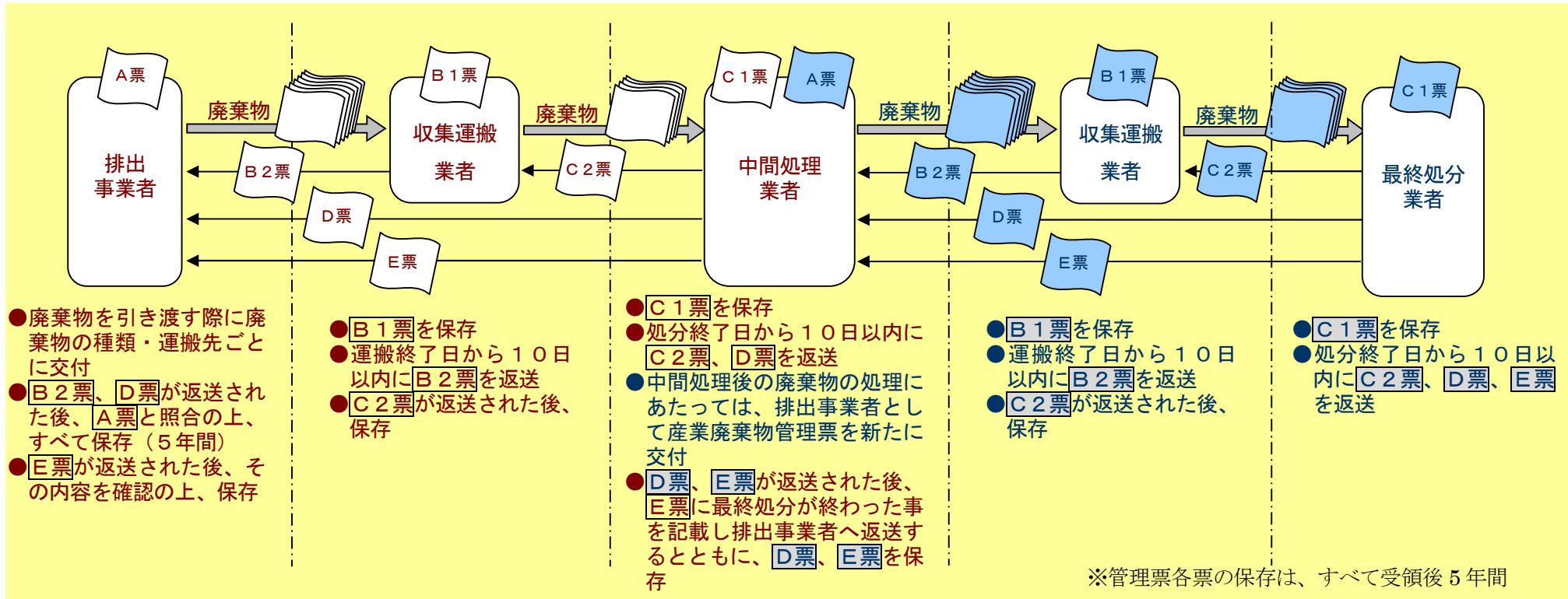


## ○ 廃棄物の引渡し

- 1 廃棄物を引き渡す際は、排出事業者が産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付する。  
(引き渡す廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、産業廃棄物管理票にその旨を記載する)
- 2 引き渡し後、収集運搬業者及び処分業者から送付されるマニフェストの写しで最終処分まで適正に処理されたことを確認し、5年間保存する。

## 2-6 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

### ●マニフェストの流れ●



- 1 中間処理を経ず直接埋立処分する場合、又は中間処理により再生され廃棄物でなくなる場合（最終処分の扱いとなります）には、上図の中間処理業者以降の流れは必要なくなります。
- 2 マニフェストは省令で定められた様式に従つたものでなければなりません。なお、様式に従つて作られた市販の複写式のもの等をご利用いただいても構いません。
- 3 紙マニフェストの場合、交付等の状況を事業所の所在地を管轄する都道府県知事（名古屋市内の場合は名古屋市長）に報告する必要があります（平成 19 年度分から毎年度）。（電子マニフェストの場合はその必要がなく、事務の効率化が図れます。）

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）記載例

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票									
交付年月日	交付年月日	平成〇〇年4月1日	交付番号	20000025205	整理番号	758	交付担当者	氏名 愛知 太郎	受領印 
排出事業者の名称・住所など	事業者	氏名又は名称 (株)〇〇工業所 住所 〒 460-8508 電話番号 052(972)〇〇〇〇 名古屋市〇×区〇×町1-2-3			事業場	名称 同左 所在地 〒 電話番号 同左			
委託する廃棄物の種類・数量など	産業廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 種類普通の産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 燃え殻 <input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> ガラス・陶磁器くず <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 鉛さい <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> がれき類 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 家畜のふん尿 <input type="checkbox"/> 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 家畜の死体 <input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> ばいじん <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> 繊維くず <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 動植物性残さ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ゴムくず <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 種類特別管理産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 燃え殻(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃液(有害) <input type="checkbox"/> 廃液(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 鉛さい(有害) <input type="checkbox"/>		数量(及び単位)	0.5t	荷姿	バラ
						産業廃棄物の名称 梱包材			
						有害物質等	なし	処分方法	破碎
						備考・通信欄			
最終処分の場所 (具体的に記入するこ ともできます)	中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり							
最終処分 の場所	最終処分 の場所	<input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり							
運搬業者の氏名など	運搬受託者	氏名又は名称 (株)××運送 住所 〒 470-9876 電話番号 0562(11)×××× 愛知県〇〇市〇×町2-7		運搬先の 事業場	名称 △△サービス(株)三重工場 所在地 〒 510-0000 電話番号 0594(55)〇×〇× 三重県〇×郡〇×町3-8				
処分業者の氏名など	処分受託者	氏名又は名称 △△サービス(株) 住所 〒 508-0000 電話番号 0573(33)△△△△ 岐阜県××市〇×町5-2		積替え 又は保管	名称 所在地 〒 電話番号				
運搬受託者の氏名など と運搬担当者名 (運搬担当者が記載)	運搬の受託	受託者の氏名又は名称 (株)××運送 運搬担当者の氏名 名古屋一郎		運搬 終了年月日	平成 年 月 日	有価物拾集量			
	処分の受託	受託者の氏名又は名称 処分担当者の氏名		処分 終了年月日	平成 年 月 日	最終処分 終了年月日	平成 年 月 日		
(D票で確認します)	最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあっては委託契約書記載の番号)							
		照合確認 B2票 平成 年 月 日 D票 平成 年 月 日 E票 平成 年 月 日							
		B2票・D票・E票の返送日							

## ○マニフェストが返送されない場合

排出事業者は返送されたB2、D、E票をA票と照合することにより、最終処分まで適正な処理がされたことを確認しなければなりません。しかし、マニフェストの交付日からB2、D票にあっては90日（特別管理産業廃棄物に係るマニフェストの場合には60日）、E票が180日を過ぎても返送されない場合、また返送されたマニフェストに必要事項が記載されていなかったり虚偽の記載があった場合、処理業者から処理困難の通知を受けた場合は30日以内に以下の措置を行わなければなりません。

- 1 委託した廃棄物の運搬又は処分の状況の把握
- 2 生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置
- 3 以下の事項を記載した報告書を市長に提出
  - (1) 廃棄物の種類及び数量
  - (2) 受託者の氏名又は名称、住所
  - (3) マニフェストの交付番号、交付年月日
  - (4) 把握した運搬又は処分の状況、その把握方法
  - (5) 生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために行った措置の内容
  - (6) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨

## ○電子マニフェスト制度

マニフェストの交付に代えて、法律で定める電子情報処理組織を使用し、情報処理センターに登録することができます（電子マニフェスト制度）。この制度を利用すると、マニフェスト交付事務が簡素化されるとともに、マニフェスト情報の保存を情報処理センターが代行することになります。また、運搬又は処分の終了時及び終了報告がなされないまま交付日から法定期間が経過したときは、情報処理センターより排出事業者に対して自動的に通知されます。

この制度を利用するためには、排出事業者、収集運搬業者、処分業者がすべて電子情報処理組織を使用する必要があります。

電子マニフェスト制度に関しては、公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター（03-5275-7113、ホームページ <https://www.jwnet.or.jp/>）までお問合せ下さい。

令和2年4月1日以降、前々年度の特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者は、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く）の運搬又は処分を他人に委託する場合に限り、電子マニフェストの使用の義務対象となります。

### 【電子マニフェスト導入のメリット】

- (1) 事務の効率化が図れる
  - ア パソコンや携帯電話から簡単に登録・報告が可能となる。
  - イ マニフェストの保存が不要である。
  - ウ 廃棄物の処理状況の確認が容易である。
  - エ マニフェストデータの加工が容易である。
  - オ 事務効率化による人件費の削減が可能である。
- (2) 法令の遵守について
  - ア マニフェストの誤記・記載漏れがなくなる。
  - イ 排出事業者が処理委託した廃棄物の処理終了確認期限が自動的に通知され、確認漏れを防止できる。

(3) データの透明性について

- ア マニフェストの偽造がしにくい。
- イ マニフェスト情報を第三者である情報処理センターが管理・保存する。

(4) マニフェスト交付状況の行政報告について

電子マニフェスト利用分は、情報センターが報告するため排出事業者の報告が不要である。

○マニフェストが不要な場合

以下の場合等には、マニフェストの交付は不要とされています。

- 1 市町村又は都道府県に産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合（名古屋市は現在、産業廃棄物の市の処理施設への受入れは行っていません）
- 2 もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物（古紙、ガラスびん、古繊維、くず鉄）のみの収集、運搬又は処分を業として行うものに対してこれらの産業廃棄物のみの運搬又は処分を委託する場合
- 3 再生利用を行うとして環境大臣の認定を受けた者に、認定された産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合
- 4 広域的な処理を行うとして環境大臣の認定を受けた者に、認定された産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合
- 5 国に産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合

## 2－7 事故時の措置

特定処理施設の設置者は、当該施設において処理する産業廃棄物又はこれらの処理に伴って生じた汚水、気体の流出等により生活環境の保全上の支障が生じ又は生ずるおそれがあるときは、直ちに引き続くその支障の除去又は発生の防止のための応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届けなければなりません。

なお、特定処理施設は以下のとおりです。

- 1 法第15条に規定する産業廃棄物処理施設
- 2 焼却炉（処理能力 50kg/h 以上又は火床面積 0.5 m<sup>2</sup>以上のものであって1を除くもの）
- 3 熱分解設備、乾燥設備、廃プラスチック類の溶融設備、廃プラスチック類の固形燃料化設備又はメタン回収設備が設けられている処理施設であって、処理能力が1t/日以上のもの
- 4 廃油の蒸留設備又は特別管理産業廃棄物である廃酸若しくは廃アルカリの中和設備が設けられている処理施設であって処理能力が1 m<sup>3</sup>/日以上のもの

## 2-8 帳簿の設置

産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設を設置している事業者及び特別管理産業廃棄物を生ずる事業者や事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う事業者は、その廃棄物の処理について下記の事項を記載した帳簿を備え、1年ごとにまとめ、その後5年間事業場ごとに保存しなければなりません。

○産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設を設置している事業者が備える帳簿の記載事項

処理区分	記載事項
処分 (石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、これらに係る右欄の事項を含む。)	(1) 処分年月日 (2) 処分方法ごとの処分量 (3) 処分（埋立処分、海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

○特別管理産業廃棄物を生ずる事業者が備える帳簿の記載事項（運搬又は処分を委託した場合には帳簿の作成は不要です）

処理区分	記載事項
運搬	(1) 特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 (2) 運搬年月日 (3) 運搬方法、運搬先ごとの運搬量 (4) 積替え又は保管を行う場合は、その場所ごとの搬出量
処分	(1) 特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 (2) 処分年月日 (3) 処分方法ごとの処分量 (4) 処分（埋立処分、海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

○事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う事業者が備える帳簿の記載事項

処理区分	記載事項	備考
運搬	(1) 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 (2) 運搬年月日 (3) 運搬方法、運搬先ごとの運搬量 (4) 積替え又は保管を行う場合は、その場所ごとの搬出量	運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、これらに係るものについて、処理区分に応じそれぞれ左欄に掲げる事項を明らかにすること。
処分	(1) 当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 (2) 処分年月日 (3) 処分方法ごとの処分量 (4) 処分（埋立処分、海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量	

## 2-9 産業廃棄物排出事業者の市長への報告

報告の種類	報告の事由・対象者	提出期限	根拠法令
特別管理産業廃棄物発生事業場設置報告書	事業場が特別管理産業廃棄物を発生することとなった場合	事由発生後速やかに	条例第8条第1項
特別管理産業廃棄物発生事業場変更等報告書	上記設置報告をした者で、氏名又は名称、住所又は所在地、事業場の名称又は所在地の変更をした場合及び事業場を廃止した場合	同上 (※1)	条例第8条第2項
特定産業廃棄物等保管届出書	特定産業廃棄物を保管面積が100m <sup>2</sup> 以上の屋外で保管しようとする場合	事前に	条例第29条第1項
特定産業廃棄物等保管変更等届出書	上記届出をした者で、届出事項の変更をした場合及び保管の場所を廃止した場合	その日から30日以内	条例第29条第3項
(特別管理)産業廃棄物事業場外保管届出書	建設系廃棄物を保管面積が300m <sup>2</sup> 以上の事業場外で保管しようとする場合	事前に	法第12条第3項 (法第12条の2第3項)
(特別管理)産業廃棄物事業場外保管変更届出書	保管届出をした者で、届出事項の変更をした場合	事前に	法第12条第3項 (法第12条の2第3項)
(特別管理)産業廃棄物事業場外保管廃止届出書	保管届出をした者で、保管の場所を廃止した場合	その日から30日以内	省令 第8条の2の6 (第8条の13の6)
特別管理産業廃棄物処理状況報告書	特別管理産業廃棄物を排出する事業場 (処分を委託した廃棄物、ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く) 〔前年4月1日から3月31日までの処理状況〕	6月30日	条例第8条第3項
産業廃棄物管理票交付等状況報告書	産業廃棄物管理票交付者 〔事業場ごとに、前年4月1日から3月31日までの管理票交付状況〕	同上 (※2)	法第12条の3第7項
措置内容等報告書	・収集運搬業者及び処分業者からマニフェストを交付した日から一定期間内にマニフェストの写し(B2、D、E票)の送付を受けないとき又は処理を適正に行うことが困難との通知を受けたとき ・必要事項が記載されていないとき又は虚偽の記載のあるマニフェストの写しを受けたとき	規定する期間が経過した日から30日以内	省令 第8条の29 第8条の38

※1 特別管理産業廃棄物管理責任者及び法人における代表者の変更については報告の義務はありません。

※2 電子マニフェストで交付したものは、報告の必要はありません。

報告の種類	報告の事由・対象者	提出期限	根拠法令
(特別管理)産業廃棄物処理計画書	前年度の(特別管理)産業廃棄物発生量により大量排出事業者となったとき	6月30日	法第12条第9項 (法第12条の2第10項)
(特別管理)産業廃棄物処理計画実施状況報告書	(特別管理)産業廃棄物処理計画書を提出した事業場	翌年度の6月30日	法第12条第10項 (法第12条の2第11項)
大規模建設工事の産業廃棄物処理計画書	延べ床面積が1,000m <sup>2</sup> 以上の建築物の解体工事を行う場合	工事に着手する7日前まで	条例第14条第1項
大規模建設工事の産業廃棄物処理状況報告書	大規模建設工事が完了した場合	産業廃棄物の処分を確認した日から30日以内	条例第14条第2項
建設汚泥再生利用計画届出書	建設汚泥の再生利用を行う場合	工事に着手する7日前まで	条例第16条第1項
建設汚泥再生利用状況報告書	建設汚泥の再生利用が完了した場合	再生利用が終了した日から30日以内	条例第16条第3項
産業廃棄物不適正処理時措置報告	委託した産業廃棄物について不適正な処理等が行われた場合	速やかに	条例第7条の3
産業廃棄物処理施設事故時措置届	産業廃棄物を自ら処理する施設において、生活環境の保全上の支障を生ずる事故の発生時(施行令第24条に該当する処理施設)	速やかに	法第21条の2
産業廃棄物処理施設事故時措置報告	産業廃棄物を自ら処理する施設において、生活環境の保全上の支障を生ずる事故の発生時(施行令第24条に含まれない処理施設)	速やかに	条例第32条

# 第3章 処理業者

## 3-1 処理業

### 3-1-1 処理業の許可

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬を業として行おうとする者は、原則として業を行おうとする収集及び運搬先の区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければなりませんが、次の場合は例外として政令第27条で定める市（以下「政令市」という。）の市長の許可を受けなければなりません。ただし、運搬の過程で通過するだけの区域では許可は不要です。

- ・政令市の区域内で積替え・保管を行う場合
- ・都道府県内においてひとつの政令市ののみで業を行う場合（市域を超える範囲での収集運搬を業として行う県の許可を受けた者が、ひとつの政令市内で収集運搬を行う場合を除く）

また、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、中間処理施設や最終処分場のある区域を管轄する都道府県知事又は政令市長の許可を受けなければなりません。

ただし、次の者は、許可の必要はありません。

- 1 事業者（自ら運搬し、又は処分する場合に限る。）
- 2 もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物（古紙、ガラスびん、古繊維、くず鉄）のみの処理を行う者
- 3 広域的に処理することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処理することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（当該産業廃棄物のみの処理を営利目的とせず業として行う場合に限る）
- 4 生活環境の保全上支障がなく、再生利用が促進されると環境大臣が認めた産業廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者で、省令で定めた基準に適合していると環境大臣の認定を受けた者
- 5 製造、加工、販売等を行う業者であって、当該製品が産業廃棄物となった場合に、当該産業廃棄物の広域的な処理を行い、又は行おうとする者で、省令で定めた基準に適合していると環境大臣の認定を受けた者

### ○処理業の種類

処理業には次の4種類があり、取り扱う廃棄物の種類及び事業の内容に応じた許可が必要です。

- 1 産業廃棄物収集運搬業
- 2 産業廃棄物処分業
- 3 特別管理産業廃棄物収集運搬業
- 4 特別管理産業廃棄物処分業

### ○許可申請に関する講習会

処理業の許可申請、許可更新申請又は事業範囲変更許可申請をしようとする場合は、次に示す人が、申請に合った許可申請に関する講習会を修了していなければなりません。

- 1 申請者が法人である場合は、その代表者、その業務を行う役員又は業を行おうとする区域にある事業場の代表者
- 2 申請者が個人である場合は、申請者又は業を行おうとする区域にある事業場の代表者

## ○処理業の許可を取得できない者

次の場合は、許可を取得することができません。

- 1 事業の用に供する施設及び申請者の能力が、その事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして省令で定める基準に適合しないもの
- 2 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの（精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
- 3 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 4 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法若しくはポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、これらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法に規定する傷害罪、傷害現場助勢罪、暴行罪、凶器準備集合罪、凶器準備結集罪、脅迫罪若しくは背任罪の罪若しくは暴力行為等処罰二関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 7 廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（許可を取り消された者が法人である場合は、当該取消の処分に係る行政手続法による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）
- 8 廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可の取消処分に係る行政手続法による通知があった日から取消処分をする日、処分をしないことの決定日までの間に事業廃止の届出をした者（廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 9 7に規定する期間内に廃棄物処理業、浄化槽清掃業の事業廃止の届出があった場合において、7の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 10 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 11 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の法定代理人、法人の役員又は使用人、個人の使用人のうち、上記2から9までのいずれかに該当する者のあるもの
- 12 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

（注1）役員とは業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

（注2）使用人とは申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者です。

- i. 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ii. 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（注3）法人の役員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の、悪質性が重大なものでない欠格要件に該当し、許可が取り消された場合には、当該役員を除外することで、5年を経過せずに許可を取得することができます。

## ○優良産業廃棄物処理業者認定制度

産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する優良な産業廃棄物処理業者に対し、通常5年の許可の有効期限が7年になるほか、許可証に優良マークを表示する等のメリットを付与するものです。

### 1 認定の基準

認定を受けるには次の各基準に適合している必要があります。

#### (1) 実績と遵法性の基準

申請前5年間特定不利益処分※を受けていないこと。

#### (2) 事業の透明性に係る基準

申請前6ヶ月間（2回目以降の申請は前回の認定後から申請までの間）、法人情報や産業廃棄物の処理状況等を公開していること。

#### (3) 環境配慮の取り組みに係る基準

ISO、エコアクション21等の認証を受けていること。

#### (4) 電子マニフェストに係る基準

電子マニフェストに係る利用登録をしてあり、電子マニフェストが利用可能であること。

#### (5) 財務体質の健全性に係る基準

直前3年の各事業年度における自己資本比率が0以上であること。

直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が100分の10以上であること、又は前事業年度における営業利益金額等が0を超えていていること。

直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値がプラスであること。

産業廃棄物処理業の実施に関連する税目、社会保険料及び労働保険料の滞納がないこと。

※特定不利益処分とは、廃棄物処理業に係る事業停止命令、廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令、廃棄物処理施設の設置許可の取り消し、再生利用認定の取り消し、広域的処理認定の取り消し、無害化認定の取り消し、廃棄物の不適正処理に関する改善命令及び措置命令のことをいいます。

### 2 留意事項

基準適合の審査を受けるか否かは処理業者の任意であり、認定の有無が処理業を営む上で制度上や制約上の条件となるものではありません。

### 3 認定業者の公表

本制度による認定を受けた場合、その結果が許可証に記載されるとともに、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団から全国に情報提供されます。

＜全国の認定業者情報＞ 産廃情報ネット <https://www.sanpainet.or.jp/>

### 3－1－2　処理(業者)の基準

#### ○処理業者の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理基準

処理業者が、業として産業廃棄物の処理、特別管理産業廃棄物の処理を行う場合も、事業者と同様に、政令で定める産業廃棄物処理基準、特別管理産業廃棄物処理基準に従わなければなりません。

#### ○中間処理業者の産業廃棄物の処理委託基準

中間処理業者がその業において行った処分により生じた産業廃棄物の処理を委託する場合は、事業者と同様に、政令で定める委託基準に従わなければなりません。なお、中間処理業者が自ら中間処理後の産業廃棄物を運搬又は処分する場合であっても、事業者自らの運搬又は処分には該当しないとされており、それぞれの処理業の許可が必要です。

#### ○再委託の禁止

処理業者は、委託を受けた産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理を他人に委託してはなりません。ただし、事業者から委託を受けた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物について、政令で定める基準に従って委託する場合（再委託者が政令で定める基準に適合することを明らかにし、当該委託について事業者に書面で承諾を受けていること、その廃棄物を引き渡す際は、必要事項が記載された文書を交付する）その他省令で定める場合を除きます。

#### ○名義貸し禁止

処理業者は、自己の名義で、他人に産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の処理を業として行わせてはなりません。

#### ○産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用

処理業者は、排出事業者が交付する産業廃棄物管理票について、回付、保存など適正に管理しなければなりません。

処理業者は、排出事業者から産業廃棄物管理票の交付を受けてから廃棄物の処理を行わなければなりません。

#### ○電子マニフェストの使用

電子情報処理組織を使用する者は、処理が終了したときは、省令で定める期間内に情報処理センターに報告しなければなりません。

#### ○委託者への通知

受託した処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が発生した場合は、10日以内にその旨を委託者に対して通知し、通知の写しを5年間保存しなければなりません。

### 3-2 帳簿の設置

処理業者は、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の処理について次に示す事項を記載した帳簿を事業場ごとに備えなければなりません。また、この帳簿は、1年ごとにまとめ、その後5年間事業場ごとに保存しなければなりません。

処理区分	記載事項	備考
収集又は運搬	(1) 収集又は運搬年月日 (2) 交付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 (3) 受入先ごとの受入量 (4) 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 (5) 積替え又は保管を行う場合は、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	収集若しくは運搬、運搬の委託、処分又は処分の委託に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、左欄の区分に応じそれぞれ右欄に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
処 分	(1) 受入れ又は処分年月日 (2) 交付又は回収された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日、交付番号 (3) 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量 (4) 処分した場合には、処分方法ごとの処分量 (5) 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量	
運搬の委託	(1) 委託年月日 (2) 受託者の氏名又は名称、住所、許可番号 (3) 交付した管理票ごとの交付年月日、交付番号 (4) 運搬先ごとの委託量	
処分の委託	(1) 委託年月日 (2) 受託者の氏名又は名称、住所、許可番号 (3) 交付した管理票ごとの交付年月日、交付番号 (4) 交付した管理票ごとの、交付又は回収された受け入れた産業廃棄物に係る管理票の管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号 (5) 交付した管理票ごとの、受け入れた産業廃棄物に係る電子マニフェストの使用による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称、登録番号 (6) 受託者ごとの委託の内容、委託量	

### 3-3 処理業者の市長への申請・届出・報告

処理業者は、次の事項にあたる場合、市長に申請、届出又は報告をしなければなりません。

申請書・届出書 報告書の種類	該当事項・対象者	提出期限	根拠法令
産業廃棄物収集運搬業 許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の収集運搬を業として行う場合</li> <li>・許可を更新する場合</li> </ul>	隨時（許可取得以前に業を行ってはならない。）	法 第14条第1項
産業廃棄物処分業 許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の処分を業として行う場合</li> <li>・許可を更新する場合</li> </ul>	隨時（許可取得以前に業を行ってはならない。）	法 第14条第6項
産業廃棄物処理業の 事業範囲変更許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業の事業範囲を変更する場合</li> </ul>	変更時（許可取得前に変更を行ってはならない）	法第14条の2 第1項
特別管理産業廃棄物 収集運搬業許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別管理産業廃棄物の収集運搬を業として行う場合</li> <li>・許可を更新する場合</li> </ul>	隨時（許可取得以前に業を行ってはならない。）	法第14条の4 第1項
特別管理産業廃棄物 処分業許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別管理産業廃棄物の処分を業として行う場合</li> <li>・許可を更新する場合</li> </ul>	隨時（許可取得以前に業を行ってはならない。）	法第14条の4 第6項
特別管理産業廃棄物 処理業の事業範囲 変更許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲を変更する場合</li> </ul>	変更時（許可取得前に変更を行ってはならない）	法第14条の5 第1項
産業廃棄物処理業 (廃止・変更)届出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物処理業の事業の全部又は一部を廃止した場合</li> <li>・産業廃棄物処理業の申請時の内容に事業範囲以外の変更があった場合</li> </ul>	廃止・変更後10日 (30日 <sup>※</sup> )以内	法第14条の2 第3項
産業廃棄物処理業に係る 欠格要件該当届出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欠格条項に該当するに至ったとき</li> </ul>	該当するに至ってから2週間以内	法第14条の2 第3項 法第14条の5 第3項
特別管理産業廃棄物 処理業(廃止・変更) 届出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別管理産業廃棄物処理業の事業の全部又は一部を廃止した場合</li> <li>・特別管理産業廃棄物処理業の申請時の内容に事業範囲以外の変更があった場合</li> </ul>	廃止・変更後10日 (30日 <sup>※</sup> )以内	法第14条の5 第3項
許可証再交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可証を紛失し、又は棄損した場合</li> </ul>	事由発生後速やかに	規則 第46条第3項

※名称、役員、株主及び法定代理人の変更で履歴事項全部証明書を添付すべき場合は変更後30日以内になります。

(注) 個人業者が法人業者になるとき(その逆の場合も)には、新規許可が必要です。

申請書・届出書 報告書の種類	該当事項・対象者	提出期限	根拠法令
市外産業廃棄物処分 届出書	・市外の事業場で発生した産業廃棄物の処分 を受託する場合	最初の搬入をしよ うとする日の30日 前まで	条例第10条
収集運搬業務実績 報告書	・(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業者 (前年4月1日から3月31日までの実績)	毎年6月30日	条例第11条
処分業務実績報告書	・(特別管理) 産業廃棄物処分業者 (前年4月1日から3月31日までの実績)	毎年6月30日	条例第11条
産業廃棄物処理施設事 故時措置届	産業廃棄物を処理する施設において、生活 環境の保全上の支障を生ずる事故の発生 時 (施行令第24条に含まれる処理施設)	速やかに	法第21条の2
産業廃棄物処理施設事 故時措置報告	産業廃棄物を処理する施設において、生活 環境の保全上の支障を生ずる事故の発生 時 (施行令第24条に含まれない処理施設)	速やかに	条例第32条

# 第4章 処理施設

## 4-1 処理施設の設置

産業廃棄物処理施設を設置する場合は、事前に市長の許可を受けなければなりません。

### ●許可を要する産業廃棄物処理施設（中間処理施設）●

処理施設の種類	処理能力	備考
汚泥の脱水施設	10m <sup>3</sup> /日を超えるもの	
汚泥の乾燥施設	10m <sup>3</sup> /日を超えるもの	天日乾燥施設にあっては100m <sup>3</sup> /日を超えるもの
汚泥（P C B汚染物及びP C B処理物であるものを除く。）の焼却施設	○ 5m <sup>3</sup> /日を超えるもの ○200kg/時以上 ○火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上 いずれかに該当する場合	
廃油の油水分離施設	10m <sup>3</sup> /日を超えるもの	
廃油（廃P C B等を除く。）の焼却施設	○ 1m <sup>3</sup> /日を超えるもの ○200kg/時以上 ○火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上 いずれかに該当する場合	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く
廃酸又は廃アルカリの中和施設	50m <sup>3</sup> /日を超えるもの	中和槽を有するもの（放流を目的とする一般の排水処理に係る中和施設を除く）
廃プラスチック類の破碎施設	5 t /日を超えるもの	
廃プラスチック類（P C B汚染物及びP C B処理物であるものを除く）の焼却施設	○100kg/日を超えるもの ○火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上 いずれかに該当する場合	
木くず、がれき類の破碎施設	5 t /日を超えるもの	事業者自身が設置して使用する移動式破碎施設を除く
有害物質を含む汚泥のコンクリート成型化施設	全施設	
水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	全施設	
廃水銀等の硫化施設	全施設	
汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシンアン化合物の分解施設	全施設	
廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	全施設	
廃P C B等、P C B汚染物又はP C B処理物の焼却施設	全施設	
廃P C B等又はP C B処理物の分解施設	全施設	
P C B汚染物又はP C B処理物の洗浄施設又は分離施設	全施設	
産業廃棄物の焼却施設（上記に該当する焼却施設を除く。）	○200kg/時以上 ○火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上 いずれかに該当する場合	

（注）1日当たりの処理能力は、（1時間当たりの公称能力）×（8時間）です。

ただし、実稼働時間が8時間を超える場合は、その稼働時間での処理能力とします。

●許可を要する産業廃棄物処理施設（最終処分場）●

処理施設の種類	処理能力	備考
有害な特別管理産業廃棄物の最終処分場（遮断型処分場）	全施設	
安定型産業廃棄物の最終処分場（安定型処分場）	全施設	水面埋立地を除く
上二つに掲げる産業廃棄物以外の産業廃棄物の最終処分場（管理型処分場）	全施設	水面埋立地は、主として上二つに示す産業廃棄物以外の産業廃棄物の最終処分場として、環境大臣が指定する区域に限られます

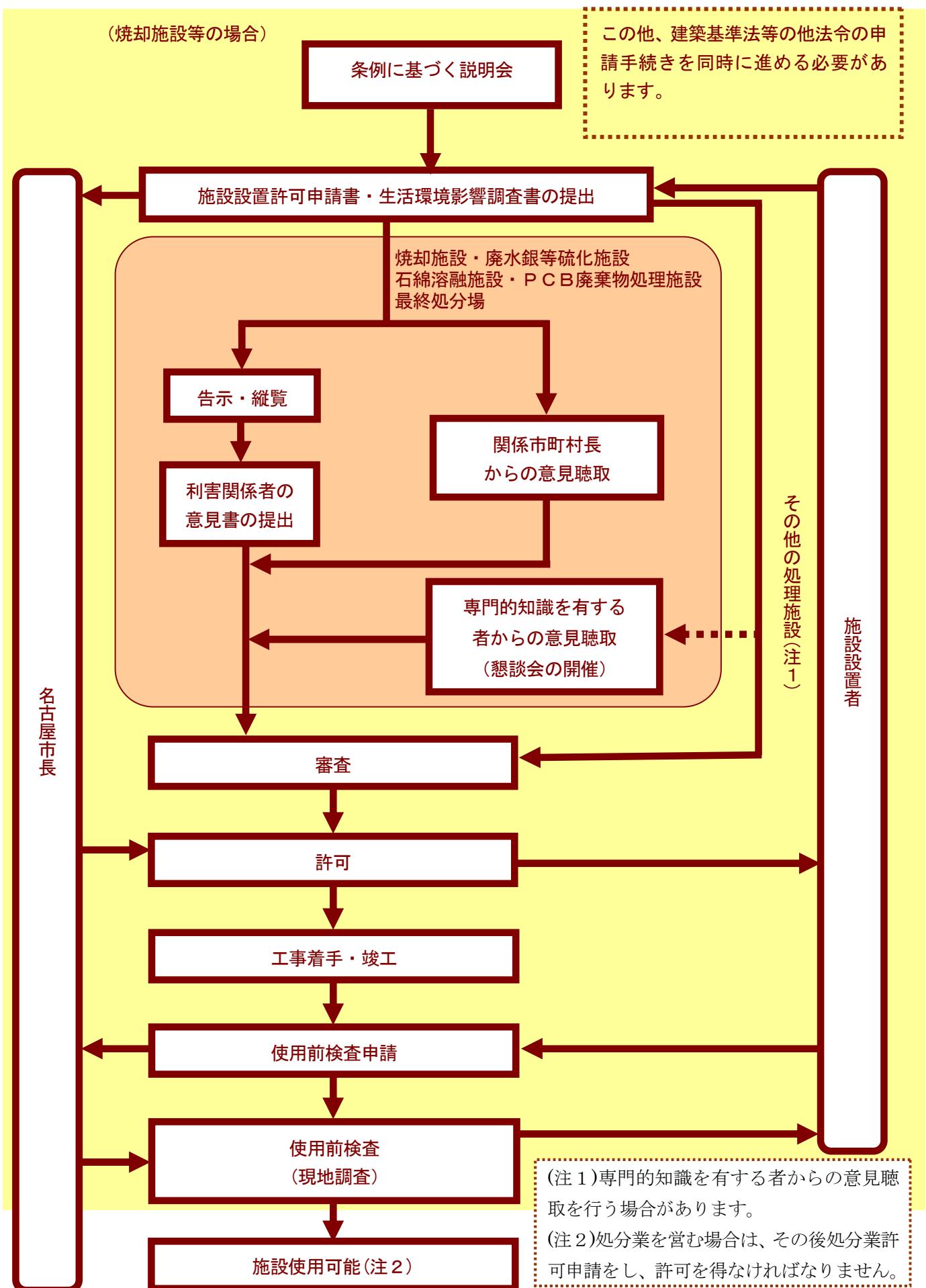
※焼却施設、廃水銀等硫化施設、石綿溶融施設、P C B 処理施設及び最終処分場は、

- ①5年3カ月以内ごとに、廃棄物処理施設が施設の構造基準に適合するかについて、市長の検査を受けなければなりません。
- ②また、維持管理計画及び維持管理情報をインターネット等によって公表しなければなりません。

【参考：許可を要する一般廃棄物処理施設】

処理施設の種類	処理能力
ごみ処理施設	5 t /日以上 焼却施設は200kg/h以上又は火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上
一般廃棄物の最終処分場	全施設 水面埋立地は、一般廃棄物の最終処分場として、環境大臣が指定する区域に限られます
し尿処理施設	全施設 ただし、浄化槽法上の浄化槽を除く。

#### 4-2 産業廃棄物処理施設設置の事務手続き



## ○生活環境影響調査書

産業廃棄物処理施設の設置には、許可申請書又は変更許可申請書の他に生活環境影響調査書を添付しなければなりません。その内容は次の通りです。

- 1 施設の種類、規模、廃棄物の種類に応じ、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水のうち、影響を及ぼすおそれがあるとして調査を行ったもの（以下「調査項目」という）
- 2 調査項目の現況とその把握の方法
- 3 設置による影響の程度を予測するために把握した自然的条件、社会的条件の現況とその把握の方法
- 4 設置により予測される調査項目の変化の程度、その変化の及ぶ範囲とその予測方法
- 5 設置による影響の程度を分析した結果
- 6 大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水のうち、調査項目に含めなかったものとその理由
- 7 その他設置による影響についての調査の参考となる事項

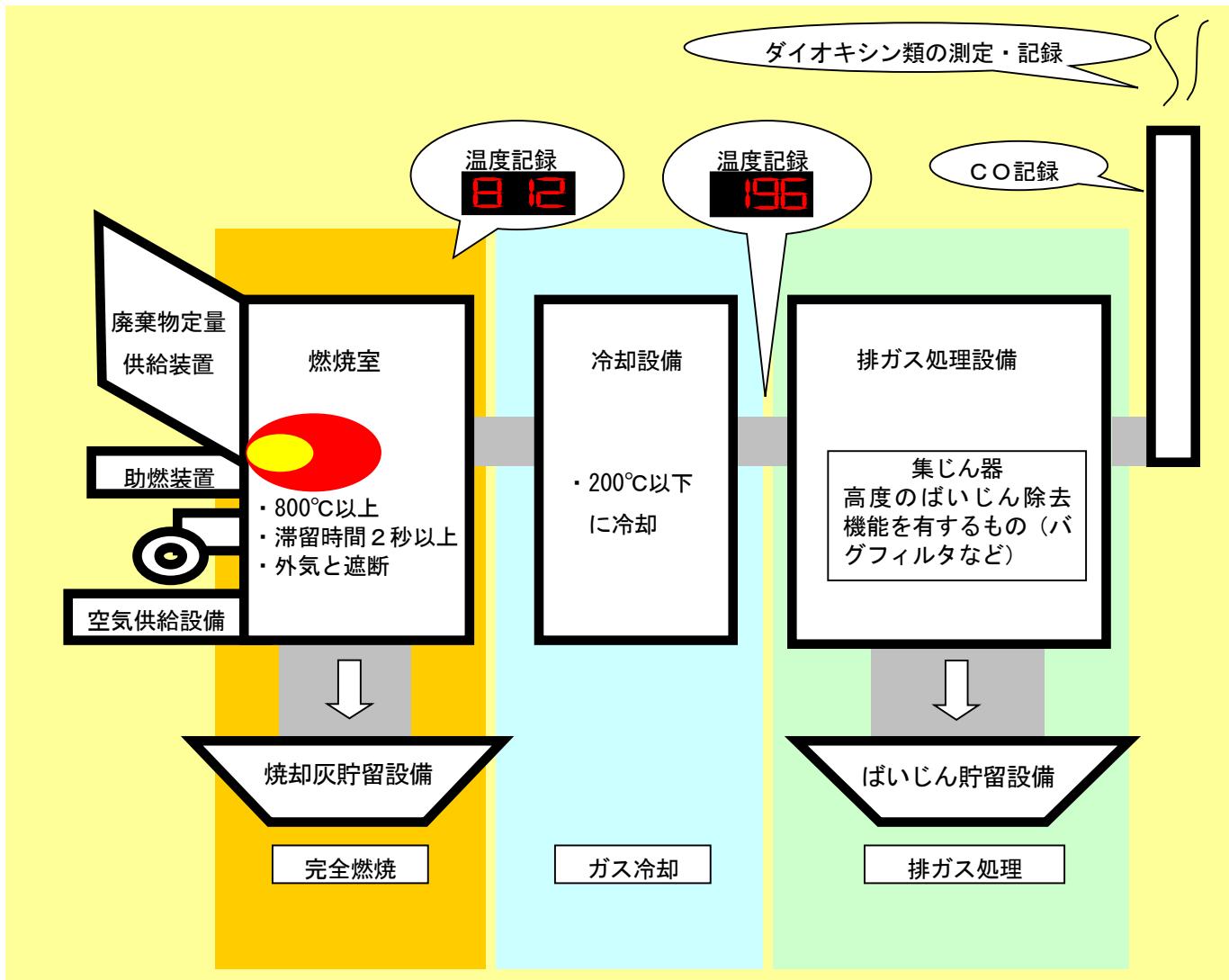
## ○処理施設の許可基準

次の基準を満たさなければ、処理施設の設置許可を取得することができません。

- 1 処理施設の設置に関する計画が省令で規定する技術上の基準に適合している
- 2 処理施設の設置に関する計画、維持管理に関する計画がその施設の周辺地域の生活環境の保全及び省令で定める周辺の施設について適正な配慮がされている
- 3 申請者の能力がその処理施設の設置及び維持管理を的確に、継続して行うことができるものとして省令で定める基準に適合している
- 4 申請者が欠格要件のいずれにもあたらない（欠格要件は「処理業の許可を取得できない者」を参照）

また、ごみ処理施設、産業廃棄物処理施設の過度の集中で大気環境基準の確保が困難となる場合は、上記の基準を満たしても許可できない場合があります。

## 4-3 廃棄物焼却施設の構造・維持管理の基準



### ○構造基準

- 外気と遮断された状態で、廃棄物を定量ずつ、連続的に供給できる供給装置
- 燃焼ガスが 800°C 以上の状態で燃焼できる燃焼室
- 燃焼ガスが 800°C 以上のままで 2 秒以上滞留できる燃焼室
- 外気と遮断された燃焼室
- 助燃装置
- 空気供給設備（調節機能付）
- 燃焼ガス温度の連続測定・記録装置
- 集じん器に流入する燃焼ガス温度をおおむね 200°C 以下に冷却できる冷却設備
- 集じん器に流入する燃焼ガス温度の連続測定・記録装置
- 高度のばいじん除去機能を持つ排ガス処理設備
- 排ガス中の CO 濃度の連続測定・記録装置
- ばいじんと焼却灰を分離して排出・貯留できる設備
- ばいじん又は焼却灰が飛散、流出しない灰出し設備

### ○維持管理基準

- 廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行う
- 燃焼ガスの温度を 800°C 以上に保つ
- 焼却灰の熱しやく減量が 10% 以下になるよう焼却
- 運転開始時は、助燃装置の作動等により炉温を速やかに上昇させる
- 運転開始時は、助燃装置の作動等により炉温を高温に保ち廃棄物を焼却し尽くす
- 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね 200°C 以下に冷却する
- 排ガス処理設備、冷却設備に堆積したばいじんの除去
- 排ガス中の CO 濃度が 100 ppm 以下となるように燃焼
- 排ガス中ダイオキシン類濃度が一定濃度以下となるように燃焼
- 排ガス中ダイオキシン類濃度の年 1 回以上の測定、記録

## 4－4 産業廃棄物処理責任者・技術管理者の設置

自らの事業活動に伴って発生する産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、その事業場ごとに産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるために、産業廃棄物処理責任者を置くことが義務づけられています。

### ○産業廃棄物処理責任者の職務内容

産業廃棄物処理責任者の具体的な職務内容は、法令上定められていませんが、例として、次のようなものがあります。

- 1 産業廃棄物の処理に関する各種業務
- 2 産業廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関する業務
- 3 業者に産業廃棄物の処理を委託する場合の委託業務
- 4 産業廃棄物の処理に関する記録の作成、保存
- 5 行政庁との連絡

### ○技術管理者の設置

産業廃棄物処理施設又は一般廃棄物処理施設の設置者は、法律の規定に基づき、その施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置くことが義務づけられています。

職務内容は、処理施設を維持管理する事務に従事する他の従業員を監督することとされています。この技術管理者の資格を得るために、以下の資格又は学歴及び実務経験を有することが必要です。

- 1 技術士（化学、水道、衛生工学部門）
- 2 技術士（1にあたる人以外）で、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験のある人
- 3 環境衛生指導員の職に2年以上あった人
- 4 感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物の特別管理産業廃棄物管理責任者の資格と同様の学歴及び実務経験のある人
- 5 1から4と同等以上の知識及び技能があると認められる人((一財)日本環境衛生センターの講習会を受講し、修了証を交付されたもの)

## 4－5 処理施設の変更許可・届出等

産業廃棄物処理施設の変更等を行う場合は、以下の許可申請・届出が必要です。

### 1 変更許可申請

- (1) 処理をする産業廃棄物の種類
- (2) 処理能力の10%以上の増大
- (3) 施設の位置、処理方式の変更
- (4) 主要設備の変更及び排ガス、放流水等により生活環境への負荷を増大させる構造及び設備の変更
- (5) 排ガス、排水の排出方法、量の増大の変更
- (6) 維持管理に関する計画に記載した事項（生活環境に対する影響が減少する場合は除く）

### 2 変更届出

- (1) 上記変更許可申請の項目にあたらないもの（軽微な変更）
- (2) 氏名又は名称、住所、法人の代表者の氏名
- (3) 焼却施設、ばい焼施設の焼却灰等の処分方法
- (4) 油水分離施設、中和施設、シアン化合物分解施設の汚泥等の処分方法
- (5) 最終処分場の埋立処分計画、災害防止計画
- (6) 廃棄物の搬入、搬出の時間、方法
- (7) 着工予定年月日、使用開始予定年月日
- (8) 法定代理人、役員、株主・出資者（株式総数又は出資額の100分の5以上）、使用人
- (9) 施設（最終処分場を除く）の廃止、休止又は再開したとき

### 3 譲受け等の許可申請

産業廃棄物処理施設の設置者からその施設を譲り受け、又は借り受けようとする場合

### 4 合併・分割の認可申請

産業廃棄物処理施設設置者の法人が合併・分割し、施設の設置者として地位を承継しようとする場合  
(合併の際に許可を受けた法人が存続する場合は除く)

### 5 相続の届出

産業廃棄物処理施設の設置者から相続により、相続人が設置者としての地位を引き継いだ場合

## 4－6 産業廃棄物処理施設設置者の市長への申請・届出・報告

申請・届出・報告の種類	該当事項	提出期限	根拠法令
産業廃棄物処理施設設置許可申請書	・産業廃棄物処理施設を新設する場合	事前に	法 第15条第1項
産業廃棄物処理施設変更許可申請書	・産業廃棄物処理施設の法律に示す事項を変更する場合	事前に	法 第15条の2の6第1項
産業廃棄物処理施設使用前検査申請書	・産業廃棄物処理施設の設置の許可、変更の許可を受けた後、施設が竣工し、使用前検査を受ける場合	竣工後	法 第15条の2の6第2項
産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書	・産業廃棄物処理施設に軽微な変更等があった場合、施設を廃止・休止・再開した場合	遅滞なく	法 第15条の2の6第3項
産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書	・埋立処分が終了したとき	終了した日から30日以内	同上
産業廃棄物の最終処分場廃止確認申請書	・産業廃棄物の最終処分場を廃止する場合	事前に	同上
欠格要件該当届出書	・欠格条項に該当するに至ったとき	該当するに至ってから2週間以内	同上
産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書	・産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者からその施設を譲り受け又は借り受ける場合	事前に	法 第15条の4
合併・分割認可申請書	・産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた法人が合併・分割する場合（合併の際に許可を受けた法人が存続する場合は除く）	事前に	同上
相続届出書	・産業廃棄物処理施設の設置者の地位を相続により引き継いだ場合	相続の日から30日以内	同上
産業廃棄物処理施設事故時措置届	・生活環境の保全上の支障を生ずる事故の発生時 (施行令第24条に含まれる処理施設)	速やかに	法 第21条の2
産業廃棄物処理施設事故時措置報告	・生活環境の保全上の支障を生ずる事故の発生時 (施行令第24条に含まれない処理施設)	速やかに	条例 第32条

# 第5章 指導と行政処分

## ○立入検査

法律の施行に必要な限度で、本市の職員が、事業者、処理業者の事業場等に立ち入り、帳簿、書類、その他の物件の検査を実施しています。

## ○報告の徴収

法律の施行に必要な限度で、事業者、処理業者、産業廃棄物処理施設の設置者に対し、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理又は産業廃棄物処理施設の構造等に関し、必要な報告を求めることがあります。

## ○文書指導

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理が、政令で定める基準、名古屋市産業廃棄物処理指導要綱等に適合しない方法で行われた場合、違反した事業者・処理業者に対し、文書でその改善を指導することがあります。

## ○改善命令

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理が、政令で定める基準に適合しない方法で行われた場合、市長は違反した事業者・処理業者に対し、期限を定めて、その廃棄物の処理方法の変更等の必要な措置を命令することがあります。

## ○措置命令

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理が、政令で定める基準に適合しない方法で行われ、生活環境の保全上支障を来たし、又は来たすおそれがあると認められる場合、市長は以下の者（処分者等）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生防止のために必要な措置を命令することができます。

- 1 保管、収集、運搬又は処分を行った者
- 2 委託基準に違反する委託により収集、運搬又は処分が行われたときは、その委託した者
- 3 収集、運搬又は処分に関し、管理票を適切に使用しなかった者
- 4 上記違反行為をすることを要求、依頼した者、そそのかした者、違反行為を助けた者

また、処分者等の能力が必要な措置を行うのに十分でないとき、排出事業者がその産業廃棄物の処理に関して適正な対価を負担していない場合、あるいはその処分が行われることを知り、又は知ることができた場合は、相当な範囲内で排出事業者に必要な措置を命令することもあります。

## ○行政処分

市長は上記のほか、処理業者が法律又は法律に基づく処分に違反する行為や不正な手段により許可を取得等した場合は、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命令することができます。

# 第6章 罰則

違反事項 (根拠法令)	違反内容	罰則
処理業無許可営業 (法第25条第1項第1号)	許可を受けないで、廃棄物の処理を業として行うこと	5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金、又はこの併科(法人の1~4、12、14及び15号の違反に対しては3億円以下の加重罰。その他の法人の違反に対しては1,000万円以下の加重罰)
処理業不正許可 (法第25条第1項第2号)	不正な手段により廃棄物処理業の許可を受けること	
処理業無許可変更 (法第25条第1項第3号)	処理業者が許可を受けないで、事業範囲を変更すること	
処理業不正変更許可 (法第25条第1項第4号)	不正な手段により廃棄物処理業の変更の許可を受けること	
事業停止命令違反 (法第25条第1項第5号)	処理業者が、事業停止命令に違反すること	
措置命令違反 (法第25条第1項第5号)	生活環境の保全上必要な措置命令に違反すること	
処理委託違反 (法第25条第1項第6号)	廃棄物の処理を、処理業の許可を持たない者に委託すること	
名義貸し禁止違反 (法第25条第1項第7号)	処理業者が、自己の名義で他人に処理を行わせること	
処理施設無許可設置 (法第25条第1項第8号)	許可を受けないで処理施設を設置すること	
処理施設不正許可 (法第25条第1項第9号)	不正な手段により処理施設の設置許可を受けること	
処理施設無許可変更 (法第25条第1項第10号)	許可を受けないで処理施設の構造、規模等を変更すること	
処理施設不正変更許可 (法第25条第1項第11号)	不正な手段により処理施設の変更許可を受けること	
廃棄物無確認輸出(未遂含む) (法第25条第1項第12号)	確認を受けずに、廃棄物を輸出すること	
受託基準違反 (法第25条第1項第13号)	処理業者等以外の者が処理を受託すること	
廃棄物不法投棄(未遂含む) (法第25条第1項第14号)	廃棄物をみだりに捨てること	
焼却禁止違反(未遂含む) (法第25条第1項第15号)	廃棄物をみだりに焼却すること	
指定有害廃棄物処理基準違反 (法第25条第1項第16号)	基準に従わないで指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分すること	

違反事項 (根拠法令)	違反内容	罰則
委託基準違反 (法第26条第1項第1号)	事業者が、産業廃棄物の委託基準に違反すること	3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金、又はこの併科（法人の違反に対しては、300万円以下の加重罰）
再委託基準違反 (法第26条第1項第1号)	処理業者が、基準に従わないで他人に処理を委託すること	
改善命令違反 (法第26条第1項第2号)	改善命令に従わないこと	
処理施設使用停止命令等違反 (法第26条第1項第2号)	処理施設の使用停止又は改善の命令に違反すること	
無許可譲受け、借受け (法第26条第1項第3号)	許可を受けないで施設を譲り受け又は借り受けること	
廃棄物の無許可輸入 (法第26条第1項第4号)	許可を受けずに、廃棄物を輸入すること	
輸入条件違反 (法第26条第1項第5号)	輸入時の条件に違反すること	
不法目的収集運搬 (法第26条第1項第6号)	廃棄物の不法投棄、焼却禁止違反を行う目的で廃棄物の収集又は運搬をすること	

違反事項 (根拠法令)	違反内容	罰則
無確認輸出予備 (法第27条)	廃棄物の無確認輸出をする目的でその予備をすること	2年以下の拘禁刑若しくは200万円以下の罰金又はこの併科(法人の違反に対しては、200万円以下の加重罰)
産業廃棄物管理票取扱義務違反 (電子マニフェストの場合含む) (法第27条の2第1~10号)	<p>事業者(国外廃棄物輸入者を含む)が管理票を交付しない又は虚偽の管理票を交付すること</p> <p>運搬受託者が管理票交付者に管理票の写しを期間内に送付せず又は必要事項を記載せず若しくは虚偽の記載をして送付すること</p> <p>運搬受託者が処分受託者に管理票の写しを回付しないこと</p> <p>処分受託者が事業者及び運搬受託者に管理票の写しを期間内に送付せず又は必要事項を記載せず若しくは虚偽の記載をして送付すること</p>	
	<p>事業者、運搬受託者及び処分受託者が管理票又はその写しを省令で定める期間保存しないこと</p> <p>処理業者が運搬又は処分をしていないにもかかわらず必要事項について虚偽の記載をして管理票を交付すること</p> <p>処理業者がマニフェストの交付を受けていないにもかかわらず産業廃棄物の引渡しを受けること</p> <p>運搬又は処分受託者が運搬又は処分が終了していない若しくは最終処分の終了も旨の報告をうけていないのにもかかわらず、管理票を送付すること</p>	1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
管理票取り扱いに係る勧告 に関する命令違反 (法第27条の2第11号)	管理票の取り扱いに係る勧告に対して従わなかったことに対する命令に違反すること	
秘密保持義務違反 (法第28条第1号)	情報処理センターの情報処理業務に係る秘密を漏らすこと	1年以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金
土地形質変更計画変更命令違反 (法第28条第2号)	土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更の命令に違反すること	(第2号の法人の違反に対しては、50万円以下の加重罰)
土地形質変更に関する措置命令違反 (法第28条第2号)	土地の形質の変更に関する措置命令に違反すること	

違反事項 (根拠法令)	違反内容	罰則
欠格要件該当届出違反 保管の事前届出違反 (法第29条第1号)	欠格要件に該当するに至った旨及び事業場外での保管についての届出をせず又は虚偽の届出すること	6ヶ月以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金（法人の違反に対しては、50万円以下の加重罰）
処理施設使用前検査違反 (法第29条第2号)	処理施設の係る検査を受ける前に施設を使用すること	
処理施設使用停止命令等違反 (法第29条第3号)	非常災害に係る一般廃棄物処理施設の使用停止又は改善の命令に違反すること	
処理困難通知(保存)義務違反 (法第29条第4、5号)	処理業者が処理を適正に行うことが困難時において事業者への通知をしないこと及びその写しを省令で定める期間保存しないこと	
土地形質変更届出違反 (法第29条第6号)	土地の形質の変更の届出をしない又は虚偽の報告すること	
事故時応急措置命令違反 (法第29条第7号)	特定処理施設に係る事故時の応急措置命令に違反すること	

違反事項 (根拠法令)	違反内容	罰則
帳簿備えつけ等義務違反 (法第30条第1号)	事業者、処理業者が帳簿を備えず、記載・保存しない又は虚偽の記載をすること	30万円以下の罰金（法人の違反に対しては、30万円以下の加重罰）
処理業廃止又は変更等届出違反 (法第30条第2号)	処理業者が事業の廃止、省令で定める変更の届出をしない又は虚偽の届出をすること	
処理施設廃止等届出違反 (法第30条第2号)	処理施設の設置者又は承継する者が廃止、休止、再開、承継の届出をしない又は虚偽の届出をすること	
最終処分場埋立終了届出違反 (法第30条第2号)	最終処分場の埋立終了の届出をせず又は虚偽の届出をすること	
定期検査拒否等違反 (法第30条第3号)	定期検査を拒み、妨げ、又は忌避を行うこと	
維持管理記録設置等違反 (法第30条第4号)	焼却若しくは PCB 処理施設又は最終処分場の維持管理の記録をしない若しくは虚偽の記録を行い又は記録を備え置かないこと	
責任者設置違反 (法第30条第5、9号)	事業者が産業廃棄物処理責任者、特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者を設置しないこと	
有害使用済機器届出義務違反 (法第30条第6号)	有害使用済機器の届出をせず又は虚偽の届出をして保管又は処分を業として行うこと	
報告違反 (法第30条第7号)	法第18条の規定による報告をせず又は虚偽の報告を行うこと	
立入検査拒否等違反 (法第30条第8号)	立入検査又は収去に対し拒否、妨害、忌避を行うこと	
情報センターに係る者に関する違反 (法第31条第1～4号)	情報処理センターに係る者が許可を受けずに業務の全部を廃止し、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、帳簿に虚偽の記載を行い若しくは保存せず、虚偽の報告を行い又は立入検査を拒み、妨害し若しくは忌避すること	10万円以下の罰金
事業場外保管届出違反 (法第33条第1号)	非常災害時の応急措置として事業場の外で行う保管の届出をせず又は虚偽の届出をすること	20万円以下の過料
既着手土地形質変更届出等違反 (法第33条第1号)	既に着手されている又は非常災害のための応急処置として行われている土地形質の変更の届出をせず又は虚偽の届出をすること	
多量排出事業者に係る者に関する違反 (法第33条第2～3号)	多量排出事業者に係る者が処理計画の提出及び実施状況の報告をせず又は虚偽の提出及び報告を行うこと	
名称使用禁止違反 (法第34条)	登録を受けずに「登録廃棄物再生事業者」の文字を使用すること	10万円以下の過料

## 行政組織連絡先

都道府県 政令市名	担当部（局）名	担当課（室）	電話番号
愛知県	環境局	資源循環推進課	(052) 954-6235
名古屋市	環境局	廃棄物指導課	(052) 972-2392
豊田市	環境部	廃棄物対策課	(0565) 34-6710
豊橋市	環境部	廃棄物対策課	(0532) 51-2410
岡崎市	環境部	廃棄物対策課	(0564) 23-6876
一宮市	環境部	廃棄物対策課	(0586) 45-5374
岐阜県	環境生活部	廃棄物対策課	(058) 272-8217
岐阜市	環境事業部	産業廃棄物指導課	(058) 214-2169
三重県	環境生活部	廃棄物・リサイクル課	(059) 224-2475
静岡県	くらし・環境部	廃棄物リサイクル課	(054) 221-2424
静岡市	環境局	廃棄物対策課	(054) 221-1363
浜松市	環境部	産業廃棄物対策課	(053) 453-6110
福井県	安全環境部	循環社会推進課	(0776) 20-0382
福井市	市民生活部	環境廃棄物対策課	(0776) 20-5398
石川県	環境部	廃棄物対策課	(076) 225-1472
金沢市	環境局	リサイクル推進課	(076) 220-2302
富山県	生活環境文化部	環境政策課	(076) 444-9618
富山市	環境部	環境政策課	(076) 443-2053

## 講習会問合せ先

講習会	連絡先
特別管理産業廃棄物管理責任者 に関する講習会  産業廃棄物又は特別管理産業廃 棄物処理業の許可申請に関する 講習会	(一社) 愛知県産業資源循環協会 電話 (052) 332-0346 ホームページ <a href="http://wwwaisankyou.com/">http://wwwaisankyou.com/</a>
技術管理者に関する講習会	(一財) 日本環境衛生センター 東日本支局 電話 (044) 288-4919 ホームページ <a href="https://wwwjesc.or.jp/">https://wwwjesc.or.jp/</a>

### ● 委託契約書の雛形について

(公社) 全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木 3-1-17 第 2AB ビル 4 階

電話 (03) 3224-0811 ホームページ <https://www.zensanpaisen.or.jp/>

### ● 紙マニフェスト販売／収集運搬・処分業者の紹介について

(一社) 愛知県産業資源循環協会

〒460-0022 名古屋市中区金山 2 丁目 10 番 9 号 第 8 フクマルビル 5 階

電話 (052) 332-0346 ホームページ <http://wwwaisankyou.com/>

### ● 電子マニフェストについて

(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町 3 韻町スクエア 7 階

電話 (03) 5275-7113 ホームページ <https://www.jwnet.or.jp/>

(2022. 3. 1 時点)

## 問合せ先

名古屋市環境局事業部廃棄物指導課

産業廃棄物審査担当

(産業廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の許可等)

産業廃棄物指導担当

(産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理施設等の指導監督)

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話 (052) 972-2391 (産業廃棄物審査担当)

(052) 972-2392 (産業廃棄物指導担当)

FAX (052) 972-4132

E-mail a2392@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp